

平成 30 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 26

平成 30 年 12 月 14 日（金曜日）

総務委員会会議録

平成30年12月14日 金曜日

午前10時00分開議

午後 3時02分開議（実時間220分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第142号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号（歳入及び債務負担行為の補正））
1. 議案第143号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）
1. 議案第159号・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
1. 議案第160号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることにについて
1. 議案第162号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第163号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
1. 陳情第5号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（第2次八代市男女共同参画計画（素案）について）

（八代市協働のまちづくり推進条例（案）

について）

（当初予算編成方針について）

（やつしろ国際化推進ビジョン（素案）について）

（ネーミングライツ導入について）

（防災行政無線について）

○本日の会議に出席した者

委員長	前 川 祥 子 君
副委員長	村 川 清 則 君
委 員	大 倉 裕 一 君
委 員	橋 本 隆 一 君
委 員	古 嶋 津 義 君
委 員	村 上 光 則 君
委 員	村 山 俊 臣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩 本 博 文 君
財務部次長	佐 藤 圭 太 君
理事兼財政課長	尾 崎 行 雄 君
理事兼 新庁舎建設課長	松 元 真 介 君
総務企画部長	増 住 眞 也 君
情報政策課長	早 木 浩 二 君
企画政策課長	福 本 桂 三 君
危機管理課長	廣 兼 和 久 君
市長公室長	東 坂 宰 君
理事兼人事課長	白 川 健 次 君
国際課長	嶋 田 和 博 君
経済文化交流部	
経済文化交流部 総括審議員兼次長	福 元 章 三 君
国際港湾振興課長	南 和 治 君

市民環境部

人権政策課長 宮 川 武 晴 君
市民活動政策課長 遠 山 光 徳 君

○記録担当書記 岩 崎 和 平 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(前川祥子君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号(関係分)

○委員長(前川祥子君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部長、岩本でございます。本日の総務委員会、よろしくお願いいたします。(「お願いします」と呼ぶ者あり)

本委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従いまして、きょうも担当者が交代しながら説明をさせていただきますが、まず予算案件の、議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号の歳入及び歳出の総務費については、佐藤財務部次長が説明いたします。次に、議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号については、早木情報政策課長が説明いたします。次に、議案第15

5号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号の歳入並びに歳出の議会費及び総務費について、佐藤財務部次長が説明いたします。

次に、事件議案に入りまして、議案第142号の専決処分に係る平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号の歳入などにつきまして、佐藤財務部次長が説明いたします。以降、事件議案及びそれぞれの条例議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、本日もよろしくお願いいたします。

○財務部次長(佐藤圭太君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。(「お願いします」と呼ぶ者あり) はい。着座にて説明させていただきます。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○財務部次長(佐藤圭太君) それでは、別冊となっております、議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、説明します。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ7840万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ589億4050万円といたしております。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は、4ページから11ページにかけて記載しております表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正の1、追加としまして、まず、款2・総務費、項1・総務管理費の庁舎解体等事業(地震災害関連)では、4億6809万3000円の限度額設定を行っております。これは、新庁舎建設に当たり、工事の工

期短縮を図るため、本庁舎解体工事に地下部分の解体及び新庁舎建設に関連します外構の解体を追加したことにより、年度内の完了が見込めないことによるものでございます。なお、完了は31年6月を予定いたしております。

次の、款5・農林水産業費、項1・農業費の農地耕作条件改善事業の5100万円は、国の農地耕作条件改善事業補助金の増額内示に伴い、来年度に新規地区として整備を予定しておりました、日奈久新開町の塘添上地区の排水路改修工事、及び、鏡町の下村、内田3地区の排水路改修工事について、本年度に前倒しして実施するもののほか、八代平野南部土地改良区が行います日奈久地区の用水路補修工事の事業採択に伴い、本市の負担分について今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。

次に、款7・土木費、項1・土木管理費の危険ブロック塀等除却促進事業では、200万円の限度額設定を行っております。これは、国の社会資本整備総合交付金を活用し、危険なブロック塀等を除去撤去しようとする所有者等に対して、係る費用の一部を補助するもので、今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。

次に、項2・道路橋梁費の道路維持事業の660万の限度額設定は、坂本町の合志野・中鶴線におきまして、遠隔地在住の地権者との施工協議及び施工に伴う全面通行どめに伴い、地元との着工時期、期間の調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となりましたことから繰り越すものでございます。

次の、市内一円道路改良事業では、1億3752万円の限度額設定を行っておりますが、これは、国土交通省や警察などの関係機関や、地権者との用地交渉などに不測の日数を要したこ

となどから、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業では、7500万の限度額設定を行っておりますが、坂本町の中谷橋補修工事におきまして、工事実施のための通行規制協議や地元との調整に不測の日数を要し、工事着手に遅延が生じ、年度内完了が困難となったものでございます。

次の、市内一円橋梁改修事業では、800万4000円の限度額設定を行っておりますが、上野町1号橋改修工事におきまして、橋梁改修と同時に、橋梁背後地を歩行者だまりとして整備が必要となったことから、地権者との用地交渉に不測の日数を要し、工事の発注時期に遅延が生じ、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、項3・河川費の市内一円河川改修事業では、1000万の限度額設定を行っております。これは、入札不調により、工事発注時期に遅延が生じ、年度内完了が困難となったものでございます。

次に、項4・港湾費の港湾施設改修事業では、4300万の限度額設定を行っておりますが、鏡港泊地浚渫工事におきまして、当初は平成31年1月から2月に実施を予定しておりましたが、鏡町漁業協同組合から、しゅんせつに伴う濁水がシラス漁や雑魚漁に影響を及ぼすおそれがあるため、次年度の7月から9月中旬に行うよう要望がありましたことから、年度内の実施が困難となったものでございます。

5ページになりますが、款9・教育費、項2・小学校費の小学校施設整備事業では、1681万5000円の限度額設定を行っております。これは、ブロック塀等の改修について、学校ごとに施工方法が異なり設計に時間を要したことにより、当初の予定より発注がおくれており、今後、工事の入札、契約でさらに約1カ月間の日数を要し、工事着手が2月となり適正な

工事期間が確保できず、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次の、小学校ブロック塀改修事業の573万2000円は、早期に改修が必要な緊急性の高い箇所については、既に9月補正にて予算措置しておりますが、残りの箇所につきましても安全性を確保する観点から、その改修に必要な15校分についての設計業務委託料でございます。今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。

次に、項3・中学校費の中学校施設整備事業では、1355万9000円の限度額設定を行っております。これは、小学校費の小学校施設整備事業で説明しましたが、同様の理由により、ブロック塀等の改修について、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次の、中学校ブロック塀改修事業の316万4000円も、小学校費の小学校ブロック塀改修事業と同様に、早期に改修が必要な緊急性の高い箇所については、既に9月補正予算にて予算措置しておりますが、残りの箇所につきましても安全性を確保する観点から、その改修に必要な8校分についての設計業務委託料でございます。今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。

次に、項4・特別支援学校費の特別支援学校ブロック塀改修事業の38万4000円も同様に、安全性を確保する観点から、その改修に必要な設計業務委託料でございます。今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。

次に、項5・幼稚園費の幼稚園ブロック塀改修事業の125万7000円も同様に、安全性を確保する観点から、その改修に必要な3園分

についての設計業務委託料でございます。同じく今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。

最後に、款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業では、4730万円の限度額設定を行っております。これは、腰越～平線ほか1路線において、国の災害査定を受けてから発注したものの、工事期間中の交通規制協議など地元との調整に不測の日数を要したこと、また、樫木～本村線ほか2路線において、国の災害査定が11月上旬の第6次査定へとずれ込み、災害査定を受けてからの発注となることなどの理由により、年度内の完了が困難となりましたことから繰り越すものでございます。

次の、河川施設災害復旧事業では、1900万の限度額設定を行っておりますが、これも道路橋梁施設災害復旧事業と同様に、国の災害査定が11月上旬の第6次査定へとずれ込み、災害査定を受けてからの発注となることにより、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、1の追加で、まず、子ども・子育て支援事業計画策定等業務委託といたしまして、期間を平成30年度から平成31年度まで、限度額を910万円に設定しております。これは、法に基づく第2期八代市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、平成30年度中にプロポーザル方式による業者選定を実施することに伴い設定するものでございます。

次の、八代市泉地域福祉センター等福祉施設管理運営委託は、指定管理者への委託を行うもので、委託先を社会福祉法人八代市社会福祉協議会とし、期間を平成31年度から33年度までの3年間で、限度額を7503万2000円

といたしております。対象施設は、泉地域福祉センター、泉憩いの家、五家荘デイサービスセンター、柿迫生きがいセンターでございます。

次の、八代市がらっぱ広場管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先をまちなか活性化協議会とし、期間を平成31年度から平成33年度までの3年間で、限度額を40万6000円といたしております。

次の、サンライフ八代管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先を一般財団法人サンライフ八代とし、期間を平成31年度から平成35年度までの5年間で、限度額を5465万円といたしております。

次の、八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家及び八代市広域交流センターさかもと館管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先をさかもと温泉センター株式会社とし、期間を平成31年度から平成35年度までの5年間で、限度額を1億9462万8000円といたしております。

次の、八代市ふれあいセンターいずみ及び八代市農林産物流通加工施設管理運営委託も、指定管理者への委託を行うもので、委託先を株式会社いずみとし、期間を平成31年度から平成35年度までの5年間で、限度額を5531万4000円といたしております。

次の、やつしろ市議会だより作成経費から、飛びまして11ページの空調設備保守点検業務委託（東陽スポーツセンター）まで、議会費が3件、総務費11件、民生費4件、衛生費13件、農林水産業費1件、土木費2件、教育費11件、総数45件で、期間を平成30年度から平成31年度まで、なお、10ページの中段に記載しております八代市小・中・特別支援学校情報教育システムリース経費（第4系統）では平成36年度までとし、それぞれ限度額を設定しております。これは、これまでは年度当初に履行を開始するものについては、当初予算

において予算措置を行い、予算執行の事前準備と位置づけ、年度開始前に入札の準備を行うなどの事務処理を行っていたところです。しかしながら、このような年度開始前の入札契約のための準備行為については、いつから、どこまでできるかなど、法で明確に定められておらず、各自治体の解釈が分かれているところです。そこで、年度当初に履行を開始する契約案件のうち、契約事務に支障を来すおそれのある案件につきましては、より確実に速やかな年度当初からの履行開始に備えるため、3月中に契約締結まで行えるよう、12月議会におきまして債務負担行為の設定を行うこととしたところです。

それでは、11ページをお願いいたします。

下段になりますけれども、第4表、地方債補正でございます。1の変更では、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

まず、土地改良事業では、補正前の限度額1億9350万円に1330万円増額し、補正後の額を2億680万に変更しております。

次の、学校整備事業では、補正前の限度額5億250万に980万円増額し、5億1230万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。詳細につきましては、16ページの歳入、款21・市債のところで改めまして説明いたします。

続きまして、歳入を説明します。

15ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、1537万9000円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、100万円を計上いたしております。これは、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金

でございますが、第2表、繰越明許費補正の款7・土木費、項1・土木管理費の危険ブロック塀等除却促進事業で説明いたしましたが、危険なブロック塀等を除去撤去しようとする所有者等に対して、係る費用の一部が補助されるものです。

次に、項3・委託金、目2・民生費委託金、節1・社会福祉費委託金で、86万9000円を計上しております。これは、平成31年4月施行の国民年金法改正に伴い、国民年金システムの改修に対する国からの基礎年金等事務費交付金でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、3755万2000円を計上しております。内訳は、説明欄の上から、まず、産地パワーアップ事業費補助金の359万6000円は、産地パワーアップ計画に基づき、高収益な作物、栽培体系への転換を図る取り組みを行う農業者等に対して補助されるもので、株式会社かめやまが実施主体となり、トラクターとロータリーの導入を行うものでございます。次の、学校給食支援等事業補助金の48万4000円は、学校給食における地産地消を推進するため、地域内食材を初めとした県産食材の流通システムモデルづくりに資する活動に要する経費に対して補助されるものです。

済みません、ここで正誤表を提出させていただいておりますが、熊本県農業農村整備事業補助金と、次の農地耕作条件改善事業補助金の、括弧書きの補助率についてです。上段の熊本県農業農村整備事業補助金の6.5を1.5に、農地耕作条件改善事業補助金の6.5を5に訂正しております。大変申しわけございませんでした。

それでは、改めて説明させていただきます。

熊本県農業農村整備事業補助金の797万2000円と、次の農地耕作条件改善事業補助金の2550万円は、農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、集約化を加速するため、従来の農地、農業水利施設等の整備に加え、農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠排水路等の耕作条件の改善に対して、国と県から補助されるもので、補正の内容は、先ほど第2表、繰越明許費補正の款5・農林水産業費、項1・農業費の農地耕作条件改善事業で説明いたしました、日奈久新開町の塘添上地区の排水路改修工事、及び、鏡町の下村、内田3地区の排水路改修工事のほか、熊本県農業農村整備事業補助金には、八代平野南部土地改良区が行います日奈久地区の用水路補修工事に係る補助も含まれております。

次の、目5・土木費県補助金、節2・住宅費補助金の50万円は、国庫補助金で説明いたしました住宅・建築物安全ストック形成事業補助金と内容は同じでございます、県補助金の4分の1でございます。

次に、款21、項1・市債、目3・農林水産業債、節1・農業債の1330万円は、先ほど第2表、繰越明許費補正及び県支出金の説明で申し上げました、日奈久新開町の塘添上地区の排水路改修工事、及び、鏡町の下村、内田3地区の排水路改修工事に対する市債で、事業費から県支出金を差し引いた額の、充当率75%の一般補助債でございます。

次に、目7・教育債に980万円を計上しております。節1・小学校債から節5・特別支援学校債まで、先ほど第2表、繰越明許費補正の説明で申し上げました内容と同じでございます。

まず、節1・小学校債の540万円は、小学校ブロック塀改修事業に係るもので、事業費に対し95%の合併特例債を予定しております。

次の、節２・中学校債の３００万円は、中学校ブロック塀改修事業に係るもので、事業費に対し９５％の合併特例債を予定しております。

次の、節４・幼稚園債の１１０万円は、幼稚園ブロック塀改修事業に係るもので、事業費に対し９５％の合併特例債を予定しております。

次の、節５・特別支援学校債の３０万円は、特別支援学校ブロック塀改修事業に係るもので、事業費に対し９５％の合併特例債を予定しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

１７ページをお願いいたします。

款２・総務費、項１・総務管理費、目９・コミュニティセンター費に、２９１万４０００円を計上しております。これは、平成３１年度から平成３２年度にかけて改築を予定しております、高田コミュニティセンターの解体及び改築工事の実施に当たり、工事期間中の出張所機能を確保するために必要となります、テナントの使用料及び賃借料で３３万円、テナントの改修に必要な工事請負費の２５０万円がその主なものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 確認なんですけど、１５ページの歳入のほうで、土木費国庫補助金で住宅・建築物安全ストック形成事業補助金、民間のほうに補助２分の１ということでお聞きしておりますけれども、これは、市民のほうから要望があった件数を、国のほうに上げられてこの補助額が、おりてくるというか、入金、交付されるということで理解してよろしいんですか。で、もしそういう形になっているのであれば、何件あったかというところをお聞かせいた

だけますか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎です。お世話になります。

今回の補助につきましてはですね、国のほうから通知がございまして、このブロックの撤去に対して補助をするということで、地元からの要望で上がってきた制度ではなくてですね、国のほうからの補助でございます。

○委員（大倉裕一君） ということは今から、公募されてという形になるということで理解してよろしいのでしょうか。で、もしこの金額に足らないような、その要望というんですか、市民から要望があった場合、市の対応はどのようにされるのか、そこまでお願いします。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 今回の分につきましてはですね、議決後、一応２月の市報等でですね、市民に向けて発信する予定でございます。

あと、また来年度もですね、同様の補助を措置する予定でございます。

○委員（大倉裕一君） もう要望にとどめますけど、このあたりの周知という部分でですね、市民との共有が図られるような取り組みをですね、私は聞いとらんだったっていうようなことが、過去にも何回かあつてのような聞き及びがありますが、そういうことがないように、しっかり取り組んでいただくように要望しておきます。

以上です。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） ４ページですね、総務管理費の庁舎解体事業ですが、平成３１年の６月に完了予定っていうこと、お話は先ほどの説明でお聞きしました。これにアスベストのごたつとはあるとですか。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） おはようございます。（「おはようございます」と

呼ぶ者あり）新庁舎建設課の松元でございます。

アスベストは既に、取っております。（委員古嶋津義君「はい、了解です」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 16ページの、市債をお願いします。市債で今回も合併特例債を活用されておりますが、発行額、この市債、今回の補正後の発行額が、総額お幾らになるのかお聞かせいただきたい。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） ただいまのお尋ね分で、発行予定額がですね、235億850万の予定でございます。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 繰越明許についてです。もう毎年度同じような意見を述べているんですけども、もう職員さんのほうからももう耳にたこんできとっですばいというような話になっとかもわからんとですが、関係機関との協議に不測の日数を要したという理由が物すごく、——物すごくちゅう言いますか、毎年同じことがあるんですよ。

で、単年度会計の原則からいくと、年度内におさめていただく、その見込みがあって事業費を計上されてるんだというふうに、我々は理解をして、賛成をしている1人であります。で、そこを思うと、何でもたこういうのが出てくるのかなと。

で、本当に不測の日数を要するような案件があってるのか、もしくは、そこの課に人材が不足しているような状況の中で、事業費を、背伸

びをして予算獲得しているのか、もしくはそこにそれだけの人を張りつけなければいけないのか、そういったところをしっかりと、検討をお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第131号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため小会します。

（午前10時31分 小会）

（午前10時34分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 失礼いたしました。先ほど、合併特例債の累計発行額をですね、訂正させていただきます。

先ほどののは、この後、追加提案の分の12号予算分まで含めておりましたので、今回の11号補正予算までの累計額は、235億850万となっております。訂正させていただきます。

◎議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求

めます。

○総務企画部長（増住眞也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について、早木情報政策課長より説明いたします。よろしくお願いします。

○情報政策課長（早木浩二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）情報政策課の早木でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について御説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、平成28年4月1日から、夕葉町にございますテレビやつしろ株式会社を指定管理者といたしまして指定管理委託を行ってまいりましたが、平成31年3月31日で3年間の契約満了となりますことから、平成31年度から指定管理委託を行うために、債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書（第1号）ですね、の1ページをお願いいたします。

今回は、第1条にありますように、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

内容でございますが、2ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為として、八代市有線テレビジョン放送施設管理運営委託につきまして、期間を平成31年度から平成33年度までの3年間、限度額を1456万9000円といたし

ております。年度ごとの委託料でございますが、消費税率の引き上げを見込みまして、平成31年度が482万7000円、平成32年度、33年度が487万1000円となっております。

この委託料につきましては、人件費や施設の維持管理費など、事業を行うために必要な経費から、各御家庭が御利用になっていらっしゃいますケーブルテレビやインターネットの利用料金など、事業収入を差し引いた不足額を、委託料として算出をいたしているところでございます。今回は、前回よりも3年間で676万1000円増額をいたしておりますけれども、これは主に、地域の人口減少によるテレビ利用料などの収入が減少すると見込んでいることによるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今、契約料金が次回からアップしますよということで、今のその、何ていうのかな、このケーブルテレビに加入をされているような状況っていうんですかね、現状をお聞かせいただけますか。で、もう少し、契約料金のアップにつながったという、詳細な部分もお知らせいただければというふうに思うところです。

○情報政策課長（早木浩二君） 今の御質問でございますが、平成28年と29年を比較した、加入者数でよろしゅうございますでしょうか。平成28年度がですね、3414世帯、3地域でございますね、東陽、泉、坂本の3地域で、3414世帯でございます、全体で。で、そのうち、ケーブルテレビに御加入の世帯が3067世帯、率にいたしまして89.8%という形になります。と、インターネットがですね、

987世帯が御加入でございました。と、これが1年後、平成29年になりますと、全体の世帯が3364世帯という形になりまして、約50世帯減少しておるということになります。で、そのうち、ケーブルテレビが3014世帯、で、差がですね、28年と29年度の差が、約53世帯減少しておるということになります。率にいたしまして、0.2%減少しておると。インターネットにつきましてはですね、987世帯が977世帯、約、数にしまして10世帯減少しておるということになります。逆にこちらのほうはですね、0.2%増加という形になります。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか、今の説明で、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません、インターネットは、28年度987世帯で、29年度は977世帯。（情報政策課長早木浩二君「7世帯」と呼ぶ）ん、10世帯の増とおっしゃったと思うんですけど、10世帯減ですよ。

○情報政策課長（早木浩二君） 済みません、987世帯から977世帯で、10世帯減少したということになります。済みません。

○委員（大倉裕一君） これ、テレビの利用料というのに引き直すと、金額でお幾らになるんですか。

それと、契約上は、ケーブルテレビを委託されていくところにこのテレビ料金というのは、運営費に使っていいのか、市のほうの会計に入ってくるってところなのか、そこ、お聞かせください。

○情報政策課長（早木浩二君） テレビの利用料金につきましては、ただいま言いました世帯数にですね、1230円掛けるの12月分という形になります。それと、CS放送等ですね、が入ってまいりますけれども、それが月額970円の、利用世帯数掛ける12カ月という形になってまいります。インターネットにつきまし

ては、加入世帯2570円の利用料金がかかってくるという形になります。

と、その利用料の収入でございますけれども、これは指定管理者のほうに行くという形になります。

○委員（大倉裕一君） 今、データに基づく現状をお話いただきましたけれども、30年度今運営をされている中で、恐らく厳しい状況が、このデータに基づいてですね、右肩下がり加入率というふうな状況になってきているのかなというふうに、推測いたしました。かなり厳しい中で運営をされていくということにはですね、理解をしたいというふうに思うところです。

で、もう一つ気になるのは、ケーブルテレビが、合併前に各村のほうで運営を開始されたということですよ。で、合併から十何年たって、ケーブルあたりも老朽化という時期に来てる、老朽化を考えなければいけない時期に来てるんじゃないかというふうにも思うところではありますが、先ほどの維持管理というところも含めてですね、このケーブルの張りかえとかそういったところについてのお考え、これは、運営者じゃなくて市のハード整備になっていくんだろうと、インフラ整備になるんだろうというふうに思います。そのあたりをお聞かせいただきたいと。

○情報政策課長（早木浩二君） 今、委員がおっしゃいますように、ケーブルテレビの設置年度ですね、坂本が平成17年、それから東陽地区が平成16年、泉地区は平成17年にそれぞれ設置をいたしておるところですが、10年を超える、時間といいますか期間を経過しておりますことから、非常に耐用年数が近いというような気がいたしております。

で、伝送路に通常使用されます同軸ケーブルでございますね、こちらについては、15年から20年の耐用年数というようなことを想定し

であるというふうに聞いております。それから、放送機器設備についても大体同じくらいのですね。

で、この情報通信の分野というのは、非常に、陳腐化が激しいといえますか、設備更新、それから技術更新が激しい分野でございますので、今後はですね、そういったことにどんどん、設備も古くなってくるし、技術も古くなってくるというような部分があると思いますので、今後はですね、そういったことを考えながら、放送機器、それから伝送路等のもので、故障、それから修繕等に対応していかなければいけないなというふうには考えておるところです。

で、将来的には、今はもう同軸ケーブルというのはですね、だんだん生産数が少なくなってきたおきまして、値段のほうもですね、上がってきておるというようなことを一部聞いております。で、今後は、そういうことを考えまして、光化ということですね、光回線を利用した、そういう事業の展開というものも考えていかなければならないかなというふうには、思っております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 最後に、要望になりますが、事業計画を立てるとなると、このケーブルテレビ事業からというような形になるのかもわからないんですが、そうなった場合には多額の金額が受益者にかかっていくというところになりますんで、私としては、一般会計からの繰り出しによって、難視聴者対策ということですね、そこに取り組みをやっていただきたいなというふうな思いを持っています。

それと、ちょっと外れた話になりますけれども、インターネットの不足地域、こういったところの普及もですね、あわせて御検討いただいた整備がなされればというふうにも思っているところです。

以上で要望を終わります。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第138号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時48分 小会）

（午前10時49分 本会）

◎議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（佐藤圭太君） 財務部の佐藤でございます。引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財政部次長（佐藤圭太君） それでは、別冊となっております、議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号をお願いいたします。

総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9億180万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ59億4230万円といたしております。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は4ページに記載しております表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正の1、追加では、まず、款9・教育費、項3・中学校費の中学校空調設備設置事業では、7億2996万2000円の限度額設定を行っております。これは、国の第1次補正予算に伴い、平成31年度に予定いたしました事業を前倒しし、早期に子供たちの健康維持と学習しやすい教育環境を確保するため、全15校分の工事監理業務委託及び空調設備設置工事費でございますが、今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。なお、完了は、平成31年9月を予定いたしております。

次に、項5・幼稚園費の幼稚園空調設備設置事業では、1億7156万6000円の限度額設定を行っております。これも、ただいま説明いたしました中学校費の中学校空調設備設置事業同様に、全6園分の工事監理業務委託及び空調設備設置工事費でございますが、今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。なお、完了は、同じく平成31年9月を予定いたしております。

次に、2の変更では、款9・教育費、項2・小学校費の小学校空調設備設置事業で、補正前の限度額3660万に1982万6000円を追加し、補正後の限度額を5642万6000円といたしております。これも、ただいま説明いたしました中学校費及び幼稚園費の空調設備

設置事業同様に、泉小学校の工事監理業務委託及び空調設備設置工事費でございますが、工事は、小中一貫校のため泉中学校と同時に行います。また、今回の補正予算をお願いしておりますが、年度内の完了が見込めませんのであわせて繰り越すものでございます。なお、完了は、同じく平成31年9月を予定いたしております。

次に、第3表、地方債補正の1、変更で、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

学校整備事業で、補正前の限度額5億1230万円に7億7000万円を追加し、補正後の限度額を12億8230万円といたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。詳細につきましては、8ページの歳入、款21・市債のところで改めて説明いたします。

続きまして、歳入を説明します。

8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税の977万6000円は、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目5・教育費国庫補助金で、1億2202万4000円を計上しております。

まず、節2・小学校費補助金の240万7000円は、先ほど第2表、繰越明許費で説明しましたが、泉小学校の空調設備設置等に係る経費の一部に対して補助される、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。

次の、節3・中学校費補助金の1億447万5000円は、これも先ほど第2表、繰越明許費補正で説明しましたが、全15校分の空調設備設置等に係る経費の一部に対して補助される、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。

次の、節４・幼稚園費補助金の１５１４万２０００円は、これも先ほど第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、全６園分の空調設備設置等に係る経費の一部に対して補助される、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。

次に、款２１、項１・市債、目７・教育債で、７億７０００万を計上しております。

まず、節１・小学校債の１６５０万円は、泉小学校の小学校空調設備設置事業に係るもので、補助対象事業費から国庫補助金を除いた額に対して、充当率１００％の学校教育施設等整備事業債４４０万円、それから、補助対象以外の事業費に対しては、充当率９５％の合併特例債１２１０万円を予定いたしております。

次に、節２・中学校債の６億３８０万円は、全１５校の中学校空調設備設置事業に係るもので、補助対象事業費から国庫補助金を除いた額に対して、充当率１００％の学校教育施設等整備事業債２億８５０万円、補助対象以外の事業費に対しては、充当率９５％の合併特例債３億９５３０万円を予定いたしております。

次に、節４・幼稚園債の１億４９７０万円は、全６園の幼稚園空調設備設置事業に係るもので、補助対象事業費から国庫補助金を除いた額に対して、充当率１００％の学校教育施設等整備事業債２９９０万円、補助対象以外の事業費に対しては、充当率９５％の合併特例債１億１９８０万円を予定いたしております。

続きまして、９ページからの歳出の説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費の補正内容につきまして説明いたします。

まず、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定につきましては、本市におきましては２年連続の引き上げの実施となっております。今回の改定では、給料表、期末勤勉手当が対象となっており、まず、給料表につきましては、水準を平均０．１６％引き上げるものでございます。

若年層に重点を置いた引き上げ改定となっており、この改定による引き上げ対象者は、全会計で９２０名となっております。次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を４．４月から４．４５月へと、０．０５月引き上げるものでございます。その他、給与改定以外の補正の増減の要因といたしましては、人事異動に伴う職員数の変動や、会計、費目間での異動の影響、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定の影響によるものでございます。

それでは、歳出を説明させていただきます。

まず、款１・議会費でございます。

項１、目１・議会費で、８０万円を減額補正いたしております。報酬の３０００円の増額は、議長交代によるものでございます。給料から共済費まで、人事異動及び給与改定などによる、議員２８人及び一般職１０人分の人件費でございます。

款２・総務費、項１・総務管理費、目１・一般管理費では、特別職２人分と、一般職で４名減の２０１人分で、２８７９万６０００円を増額補正いたしております。人事異動や給与改定によるもののほか、休職者、育児休業者などによるものでございます。

次の、目４・財産管理費では、一般職で２名増の６人分で、人事異動や給与改定により８５１万４０００円を増額補正しております。

次に、目７・交通防犯対策費では、一般職３人分で、人事異動や給与改定によるもののほか、育児休業者で、４４１万３０００円を減額補正いたしております。

次の、目８・人権啓発費では、一般職で１名減の１２人分で、人事異動や給与改定などで７８７万４０００円を減額補正いたしております。

１０ページお願いいたします。

項２・徴税費、目１・税務総務費は、一般職

で3名増の73人分で、人事異動や給与改定によるもののほか、育児休業者などにより、390万3000円の増額補正でございます。

続きまして、項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、一般職で1名減の27人分で、人事異動や給与改定で1408万4000円を減額補正しております。

次に、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、一般職6人分で、人事異動や給与改定により246万2000円を減額補正いたしております。減額の理由は、人事異動等による影響額が給与改定による影響額を上回ることにによるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

次の、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、一般職3人分で、人事異動や給与改定により129万7000円を増額補正しております。

次の、項6、目1・監査委員費では、特別職1人分、一般職5人分で、92万5000円を減額補正しております。減額の理由は先ほどと同じく、人事異動等による影響額が給与改定による影響額を上回ることにによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 給与改定、人件費補正のほうでお尋ねなんですけども、給与改定は、民間との較差があって、給与改定が行われたものというふうに、人事院勧告があったというふうに理解をしとっとですけど、本市の給与と、その民間との比較っていうのはなされているんでしょうか。もしそれデータがあれば、どういう状況にあるのかというのをお知らせいただき

たいと思います。

○理事兼人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしくお願いいたします。

本市の民間企業と、職員の給与の比較というのは直接は行っておりません。

その理由でございますが、人事院、それから熊本県の人事委員会の勧告というのは、単に企業の平均給与との比較を行うのは適当ではないという考えから、勧告に当たっては規模が50人以上の民間企業を無作為に抽出して、実施をされています。その50人以上とされている理由は、規模が50人以上の多くの民間企業においては、部長や課長、係長等の役職があつて、公務の行政職と同種かつ同等のもの同士による給与比較が可能であるという考えからでございます。

本市におきまして、公務の行政職と同種であり、かつ、同等のもの同士による給与比較が可能な、50人以上の規模の民間企業を対象とした場合に、適正な検討を行うだけのデータが集められるかというのには、疑問なところもあるというふうに考えております。ですから、本市におきましては、この人事院勧告ですとか、あるいは、県内地域の給与水準等を反映しているという熊本県の人事委員会勧告と、本市の給与水準を比較しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 直接的にはありませんということだったんですけど、その熊本県のほうの見方としてはどうなのでしょう。県全体として、給与水準がどういうふうにあるというふうなところは、見解を持っていらっしゃらないんですかね。そこはどうなのでしょう。

○理事兼人事課長（白川健次君） 熊本県におきましては、4月分の給与比較を行っておられて、民間企業につきましては36万5409円と、職員につきましては36万4705円ということで、その較差が704円、割合にし

で0.19%あるというところでの、勧告をなされております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 人件費とちょっと離れた質問になるんですけども、きのう熊日のほうで、臨時職員さんの登用という部分がありました。で、人件費には該当しないような、行政上いくと、取り扱いですよ、物件費というようなところにたしか入ってると思うんですけど、この点について、今回は補正としては上がってきてませんけども、きのうの経済企業委員会でも質問が出ていたようなんですけれども、来年の当初予算に対して予算計上していくというような回答も、人事課長なされていた記憶がありますが、具体的に、上げ方向の予算申請をなされるのか、どのあたり、——賃金が幾らぐらいアップっていうところまでお話ができるのであれば、そのあたりのですね、部分をどういう考えで予算申請をされようと、方針を持っていращやるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○理事兼人事課長（白川健次君） 来年度の予算については詳細についてはお答えすることはできませんけれども、基本的には、据え置きの方で今は考えさせていただいております。

ただし、平成32年度には、法の改正によりまして、臨時、非常勤の制度が大きく見直される予定となっております。その中で、臨時、非常勤さんにつきましても、正規職員に準じた給与ですとか勤務条件に見直すということになっておりますので、現在本市におきましても、その32年度に向けて、臨時、非常勤の処遇改善に向けた検討を進めているというところがございます。その中では、臨時、非常勤の方についても、一般職に準じた形の処遇という方向で今検討しているところです。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 32年度という方向性持っていращやるということは理解をしますが、やはり職員さんの賃上げがあつて、類似したような業務を行っていращやるというようなところもですね、ありますので、できるだけ早目の賃金アップというところを、お願いをしたいというふうに思うところです。

で、先ほどの質問に戻りますけれども、今回のその給与改定、0.16%で、具体的数値にすると金額としてお幾らになるんでしょうか。平均っていうような形になると思うんですけど。

○理事兼人事課長（白川健次君） 行政職でお答えさせていただきたいと思いますが、給与月額平均は、511円の増でございます。実際の金額にしますと、改定前の月額の平均給与というのが35万4455円ですので、改定後は35万4966円というのが平均の数値ということになっております。

以上です。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 一般質問でお話をさせて、取り上げた経緯もあるんですけども、お話をさせていただきましたように、市民の中には、やはり厳しいですね、意見をお持ちの方も、中にはいращやるということをお伝えしたいというふうには思います。

というのが、公共料金が片方では上がって、で、そういう中において、市役所の職員さんは賃金の上がつかないところをですね。それと、あと、消費についても、夜のまちについて、なかなか冷え込んで、非常に厳しい状況

があると。まあ職員さんの給与を上げたから夜のまちが潤うというようなところでもないのかもしれませんが、やはり職員さんたちに期待を持っていらっしゃるという、経営者の方々がいらっしゃるということ。それと、年金の方々ですね。先ほど公共料金がやっぱ上がって年金のますます下がったばいってというようなところからのやはり、大きな厳しい意見というところがあると思います。

一方では、上げてよかたいと、その分、地元で消費してやんなって、それが市の経済に回っていけばというような意見も、中に持っていらっしゃる方もおられるというのは事実であります。

で、私も一般質問した後にですね、執行部のほうのある幹部の方が、その後お話を聞きにこられまして、ぜひその声は職員さんに対して伝えさせてくださいと、職員に伝えていきますので、ぜひ御理解をお願いできませんかというようにお話もいただきました。非常にその言葉がですね、今回私の胸に残るものがありまして、今回については、職員さんの給与について賛成をしたいというふうに思っております。その分、しっかりですね、声を、——声をといますか、市民の声がこういうものがある、その部分をですね、払拭するような、職員さんたちの取り組みに期待をしたいということで、お伝えいただければというふうに思っております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第155号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会します。

（午前11時11分 小会）

（午前11時12分 本会）

◎議案第142号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号（歳入及び債務負担行為の補正））

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第142号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号中、歳入及び債務負担行為の補正に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（佐藤圭太君） 財務部の佐藤でございます。引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財政部次長（佐藤圭太君） お手元の議案書の1ページをお願いいたします。

議案第142号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号です。11月臨時会後にですね、訴訟事務に伴う債務負担行為の追加などを行う必要から、平成30年11月13日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明させていただきます。

それでは、5ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ588億6210万円といたしております。

また、第2条で債務負担行為の補正をお願い

しておりますが、内容につきましては6ページの表で説明いたします。

それでは、6ページをお願いいたします。

下段の第2表、債務負担行為補正の1、追加でございますが、訴訟事務委託（一般廃棄物収集運搬業務委託：平成30年許可）としまして、期間を平成30年度から訴訟契約終了年度まで、限度額を訴訟契約により決定した額に設定いたしております。これは、現在、福岡高等裁判所において訴訟中の平成28年許可の許可更新処分取消請求控訴事件に加え、相手方から新たに、平成30年許可に対して同様の取り消しを求める裁判が熊本地方裁判所へ提起され、平成30年11月5日に訴状が届きましたことから、早急な対応が必要であるため、その訴訟の結審までに係る経費について、債務負担行為の設定を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、120万円を計上しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第142号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第10号中、歳入及び債務負担行

為の補正に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第143号・指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第143号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長（増住眞也君） 議案第143号・指定管理者の指定について、対象は八代市有線テレビジョン放送施設等になります。詳細につきましては、早木情報政策課長より説明いたします。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課の早木でございます。よろしくお願いをいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、お手元の議案書の13ページをお願いをいたします。

議案第143号・指定管理者の指定について御説明をいたします。

先ほど補正予算でも御説明をいたしましたように、八代市有線テレビジョン放送施設等、すなわちケーブルテレビ放送施設等につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、夕葉町にございますテレビやつしろ株式会社を指定管理者として指定管理委託を行ってまいりましたが、契約満了となりますことから、平成31年度からも指定管理委託を継続したく、公募により指定管理者の募集を行い、1者から応募がございました。

提案理由でございますけれども、本市が設置をしております公の施設の指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容でございますが、まず、1番目、公の施設の名称でございますが、八代市有線テレビジョン放送施設等でございます。2の指定管理者となります団体の名称は、テレビやつしろ株式会社でございます。3、指定管理者となります団体の所在地は、八代市夕葉町3番地7でございます。4、指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成34年、すなわち西暦2022年ですね、3月31日までの3年間でございます。

今回の指定管理者選定につきましては、8名の委員による指定管理者候補者選定委員会で審査、評定を行っていただきました。評定は100点満点中81.4点となりまして、選定基準であります60点以上でございましたので、候補者として選定いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第143号・八代市有線テレビジョン放送施設等に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本

件は可決されました。

◎議案第159号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第159号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 12月7日に追加提案いたしました、議案書（その2）の1ページをお開きください。

これは、熊本市町村総合事務組合を組織する、地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合の名称を、くまもと県北病院機構設立組合に変更したことに伴い、規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第159号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます

した」と呼ぶ者あり)

◎議案第160号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第160号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについてを議題とし、説明を求めます。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（福元章三君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） それでは、総務委員会に付託されました、議案第160号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて御説明いたします。

現在、皆さん御承知のとおり、港の外港地区のほうで、官民連携によってクルーズ船の整備が進められておりますけれども、その中で、国が進めています岸壁の背後と、既存護岸がございますけれども、その間に約10メートルぐらい間があります。で、その間を熊本県が埋め立てる必要が生じております。ここの埋め立てに関しまして、県知事から市長へ意見を求められておりますので、市長が意見を述べるに当たりまして、議会の議決を得る必要があります。このため、今回議案を提案するものでございます。

内容につきましては、国際港湾振興課の南課長より御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○国際港湾振興課長（南 和治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） 国際港湾振興課の南です。

ただいまありました議案第160号につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○国際港湾振興課長（南 和治君） それでは、今回埋立免許の概要につきましては、議案第160号でありますとおり、予定区域の位置ですけれども、八代市新港町1丁目13番1、2

5番1地先公有水面となっており、別紙、その2ページ目ですね、のほうに地図をつけてございますが、そこにありますとおりの場所となっております、この黒く塗られた場所になります。で、面積のほうは1727.65平方メートルとなっており、用途のほうはふ頭用地となっております。

詳細につきまして、別途ですね、お配りいたしました資料、3枚物があるかと思いますが、そちらのほうで説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○国際港湾振興課長（南 和治君） はい。まず、先ほど説明いたしました埋立予定位置につきましては、資料の2枚目、別図1のほう、ごらんいただければと思います。

下のほうに黄色く着色しておりますところが、既存の岸壁となります。それと、上のほうの赤い部分が、現在整備中であります耐震強化岸壁となっております。ちょうどその間のですね、赤枠で囲った部分、こちらのほうが今回の埋立部分ということになります。

で、資料の3枚目のほうに、別図2ということで、埋立地横断面図ということで添付をしておりますが、こちらのほうで、右側の斜線部分、こちらのほうが既存の岸壁ということになります。それから、左側の柱が描かれている部分ですね、こちらのほうが耐震強化岸壁となります。で、ちょうどその中間に、赤い部分ですね、赤で着色した部分がございしますが、その部分が埋立部分ということになります。

資料の1枚目に戻っていただきまして、埋め立ての理由ですけれども、先ほど別図で説明いたしました、国が新たに整備する耐震強化岸壁の機能を十分に発揮するために、耐震強化岸壁と既存地間の埋め立てによる背後地との一体化が不可欠ということになります。ということになっておりますので、埋立面積1727.65

平方メートル、延長のほうが約１８０メートルということになっております。

埋め立て後の利用目的ですが、埠頭用地ということで、平常時はクルーズ船の専用岸壁として利用されますが、非常時には支援船の受け入れ岸壁として利用できる、耐震強化岸壁として整備されるものでございます。その下に表を書いておりますけども、緊急物資輸送船、こちらのほうが１９９．５メートルということでありますので、今回の整備によりまして、支援船の受け入れ、こちらのほうも十分可能な耐震強化岸壁となるものでございます。

以上のことから、意見としまして、公有水面埋立免許に対し異議がないといたしております。

また、今後の流れといたしましては、資料の下のほうに手続フロー予定ということで記載しておりますが、１２月７日から２７日まで公示縦覧が行われているのと並行して、市及び海上保安部に意見照会が行われます。これらの手続を経て、翌年２月に免許がおりる予定で、３月から工事に着工され、２０２０年２月に工事完了予定となっております。この工事完了後ですけども、土地の確認及び町区域の変更について、再び市議会に提案し御審議いただく予定となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） この埋立区域の長さ、全長なんですけど、もうその船の現在の幅で必要最低限の埋め立てというような考え方に基づくものなんでしょうか。

○国際港湾振興課長（南 和治君） 耐震強化岸壁ということで整備されますので、その耐震強化岸壁で必要な緊急物資輸送船を着けるに

は、今回の整備で十分ということになりますし、今回、着色しておりますのと、既存の岸壁ですね、この間は、埋め立ては行いませんがちゃんと岸壁として整備されますので、一体とした岸壁ということになりますので、クルーズ船も十分ここに着岸できるということになりますので、これだけあれば運用には支障ないということになります。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第１６０号・公有水面埋立免許に対する意見を述べることについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第１６２号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第１６２号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市長公室長（東坂 幸君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市長公室の東坂でございます。

１２月７日に追加提案いたしました、議案第１６２号・八代市長等の給与に関する条例の一

部改正について、担当の白川課長より説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○理事兼人事課長（白川健次君） 改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 追加議案があります、議案第162号の八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書では、議案その2の7ページからになります。

8ページがその改正文となりますが、説明につきましては、右肩に議案第162号関係資料と書いております、配付しております資料に基づいて行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。資料はよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） はい。

○理事兼人事課長（白川健次君） まず、1の改正理由でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、2の改正の概要をごらんください。市長等の期末手当の年間支給月数の合計を、現行の3.30月から3.35月へと、0.05月分の引き上げを行うものでございます。

引き上げは、改正条例の第1条で、平成30年度においては、既に支給されました12月の期末手当の分として行います。（1）の平成30年度の表の、改定後の欄のアンダーラインがかかっているところになります。

また、平成31年度からは、国に準じまして、6月と12月の支給割合の差をなくし、平

準化するために、第2条で、平成31年度に向けてもう一度改正を行いまして、6月、12月ともに1.675月とするようにいたしております。それが、（2）の平成31年度の表の改定後（平成31年度）の欄の、アンダーラインがかかっている数字ということになります。

そのため、施行日が2段階に分けて設定をされております。3の施行日をごらんください。第1条に規定をしております、平成30年度の12月分の支給のための改正を公布の日からとし、基準日である12月1日から適用いたします。また、第2条に規定しております、平成31年度の支給分に係る改正につきましては、平成31年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 市長ほか特別職の方々の具体的な金額、範囲、この0.05カ月引き上げに伴う金額を教えてください。

○理事兼人事課長（白川健次君） 今回の0.05月の引き上げに伴う増加額でございますが、市長につきましては、5万3187円でございます。副市長につきましては、4万2780円でございます。教育長は、3万8755円でございます。それから、常勤の監査委員につきましては、2万9095円でございます。

以上です。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） その後の議案163号とちょっと連動しますので、少し申し上げてお

きます。

九州財務局の発表でありますけども、10月から12月期の法人税によりますと、県内の景況の判断指数というのはプラスの6.8でありました。前回、7から9月期に比べますと2.1ポイント上昇し、3期連続でプラスであるということです。それと同時に、中堅——中堅といいますのは、中堅企業でありまして1億以上から10億円未満の企業、それから中小企業が1000万以上で1億円未満の企業がありますが、その中堅はプラス10.6と上昇に転じ、中小企業——いわゆる中小はプラス8.5と上昇幅が拡大をしております。業種別では、製造業がプラス10.3、非製造業はプラス5.6ということでありまして、県内の景況というのは2期連続でプラスをしているということでありまして、引き上げといいますかは、私は妥当であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） この件については、やはり片方で公共料金が上げる提案がなされている。で、先ほど職員さんの給与の中でもお話をさせていただきましたけれども、市民の皆さんから非常にこう、片や値上げで、職員さんたちはいいのか、上げんなったとかというような、話がやっぱあるんですよね。消費は熊本や福岡に行って消費をされるというようなところがあると。と、年金も、天引きで非常に厳しい生活があるという中においては、今回も、市長、特別職のその報酬ですか、条例改正については、見送るべきではないかなというふうな思いを持

っております。

で、景況感につきましても、一般質問でお話をしたように、非常に八代としては厳しい景況感があるというところもありますので、そういったところを踏まえると、繰り返しになります。が今回は、据え置きでいくべきだという思いを持っているということ、意見として述べさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 熊本国税局の発表であります。法人税につきましては前年比から26.1%増で推移をしております。これは2年連続で増加をしておりますし、過去10年で最高ということでありまして。特に、法人、個人の事業者の従業員の方、お勤めの方の給与などから天引きをする源泉の所得税につきましても前年比6.9%増ということで、給与所得や配当所得などが伸び、過去10年で2番目に高かったと。

こういう社会情勢を加味しますと、当然ではないかなというふうに思っています。賛成といたします。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 今、大倉委員からも言われたように、本市の景気はですね、決してよくないと思います。

で、特別職にあつてはですね、まあ我々も一緒ですが、上げるべきじゃあないと思います。で、反対で終わります。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第162号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決す

るに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第163号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○委員長(前川祥子君) 次に、議案第163号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市長公室長(東坂 幸君) 引き続きではございますけれども、議案第163号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、担当課、白川課長より説明をいたさせます。

○理事兼人事課長(白川健次君) それでは、引き続きよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○理事兼人事課長(白川健次君) 議案第163号の、八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は、9ページからになります。

10ページから議案書の最後までであります24ページまでが、その改正文ということになります。説明につきましては、先ほどと同様に、右肩に議案第163号関係資料と書いてあります資料に基づいて行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1の改正理由でございますが、平成30年度の人事院勧告及び熊本県人事委員会の勧

告に準じまして、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

2の改正の概要をごらんください。今回の改正条例では、2つの条例をあわせて改正するようにいたしております。

その1つ目が、(1)八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

その1項目めが給料表の改定で、平均0.16%の引き上げでございます。若年層に重点を置いた改定となっております。初任給につきましては、1500円の引き上げということになっております。この改正につきましては、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用をいたします。

2項目めが、初任給調整手当の改定でございます。こちらは医師を対象とする手当でございますが、支給月額の限度額を300円引き上げるというものでございます。この改正につきましても、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用をいたします。

3項目めが、宿日直手当の改定でございます。こちらは、椎原診療所に附属します宿舎において、常直的に宿日直勤務をいたします医師に対して支給されるものでございますが、支給月額の限度額を1000円引き上げるものでございます。この改定につきましても、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用をいたします。

4項目めが、勤勉手当の改定で、その支給割合を引き上げるというものでございます。現在、期末手当と勤勉手当を合計しました、いわゆるボーナスの年間支給月数が4.40月でございますが、これを0.05月分引き上げ、年間で4.45月分とするものでございます。今回の引き上げは、勤勉手当に配分するということとしております。

引き上げは、平成30年度においては、既に支給されました12月の勤勉手当の分として行

います。表の平成30年度の欄で、アンダーラインがかかっているところになります。

また、平成31年度からは、国に準じて、6月と12月の支給割合の差をなくし、平準化するために、31年度に向けましてもう一度改正を行いまして、6月、12月ともに期末手当は1.30月、勤勉手当は0.925月とするようにいたしております。それが、表の平成31年度の欄の、アンダーラインがかかっている数字ということになります。

そのため、施行日が2段階に分けて設定をされております。平成30年度分の支給に係る改正につきましては、施行日を公布の日からといたしまして、本年4月1日にさかのぼって適用いたします。また、平成31年度以降の支給分に係る改正につきましては、平成31年4月1日からの施行となっております。

それでは、資料の次のページをごらんください。

条例の2つ目が、(2)八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

その1項目めが、高度な専門的知識、経験やすぐれた識見を有する者を一定期間採用いたします、特定任期付職員に適用される給料表の改定ということになります。現在は該当する職員はおりませんが、一般職に適用される行政職給料表との均衡を基本に、1号給から5号給の給料月額をそれぞれ1000円引き上げるというものでございます。この改正につきましても、公布の日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用いたします。

それから2項目めが、同じく特定任期付職員の期末手当の改定でございまして、期末手当の年間支給月数の合計を、現行の3.30月から3.35月へと、0.05月分の引き上げを行うものでございます。

引き上げは、平成30年度においては、12

月分として行います。表の平成30年度の欄のアンダーラインがかかっているところになります。

また、これを平成31年度に向けましてもう一度改正を行いまして、現行と同様に6月と12月を同じ割合にするために、それぞれ1.675月といたしております。それが、表の平成31年度の欄のアンダーラインがかかっている数字ということになります。

そのため、この改正につきましても、施行日が2段階に設定をされております。平成30年度分の支給に係る改正につきましては、施行日を公布の日からとし、本年4月1日にさかのぼって適用いたします。また、平成31年度以降の支給分に係る改正につきましては、平成31年4月1日からの施行といたしております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 先ほど申し上げましたように、九州財務局のお話、それから、熊本国税局のお話とか、お話をさせていただきました。特に、法人、個人の事業者の従業員さんの源泉所得税が、前年比で6.9%、金額にして1006億円の増ということで、景気としては上向き、プラスという判断であります。

私は、数字も微に入り細に入り説明を申し上げますので、そういう状況でありますので、私は、この条例につきましては賛同をいたすものであります。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 補正予算のところでも申しあげましたので繰り返しになりますが、やはり職員さんの給与を上げるっていうところに非常に微妙な思いを持たれている市民の方々がたくさんいらっしゃるということ、一部には賛同される方もいらっしゃるということでもあります。

で、一般質問でも申しあげたんですけど、本当に消費が低迷してて、景況感が悪いというような商工会議所の評価も出ておりましたけれども、そういったところが少しでも好転するようにですね、執行部の方からは、機会を捉えて職員の皆さんに周知徹底図っていきますという言葉もいただきましたので、その点に期待をしたいというふうに思っております。意見として述べさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第163号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部は退席願います。

じゃあ、小会します。

（午前11時49分 小会）

（午前11時52分 本会）

◎陳情第5号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となりましたのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第5号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いただきます。

（書記、朗読）

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について御意見等ありませんか。

○委員（古嶋津義君） この所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてですが、そもそもその所得税法第56条、その立法の趣旨というのは、もともと個人事業は、家族全体の協力のもとで家族の財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、その際にそれについて必ずしもおのおの対価を支払う慣行があるものとは言えないこと、また、仮に対価が支払われる場合であっても、支払われた対価をそのまま必要経費として認めることとすると、個人事業者がその所得を恣意的に家族に分散して、不当に税負担の軽減を図るおそれが生じ、さらに適正な対価の認定が事実上困難であることから、そのような方法による税負担の回避という事態を防止するために、設けられたものであるということでもあります。

そういう立法の趣旨からしますとですね、――その後、この所得税法第56条に対する、違憲ではないかということがありまして、裁判が行われております。ただ、この56条、まあ憲法14条ともちょっとさわるわけではありますが、平成15年7月16日に、東京地裁の判決が出ておりますし、東京高裁のほうでは平成16年6月9日判決、最高裁で平成17年7月5日に判決が出されて、違憲ではない、合憲であるという判決がなされております。

そのような状況を踏まえて、私どもの前の総務委員会において、平成27年12月10日、継続審査ということになっております。それから、その後の平成28年3月14日の総務委員会においては、慎重に、——ここに議事録がありますが、慎重に審議をされて、審議未了ということになっております。そして、平成28年12月15日、総務委員会において、審議未了ということになっております。

そういうことを鑑みますと、まあ整合性もありますけれども、審議未了が適切かなという思いであります。

以上です。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 所得税法という法律でありますので、地方議会で判断をせずに、これは採決で採択をしてですね、立法の国会へ送って判断を仰ぐべきだというふうに私は思っております。ですので採決を、とったらいかがかなというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） この要旨にもありますように、青色申告にすれば別段問題ないわけで、今農業も、農業者も随分青色申告が普及しておりまして、これを国に上げて税法が変わったりすれば、今度は専従者控除にかなり影響すると思いますので。まあもちろん国民としてはこの税金払わないで済めばって、そっちのほうがいいんですけども、そういうわけにはいきませんので、この問題というのは、さっき古嶋委員からもありましたように、最高裁の判例も出ております。

ですので、このまま調査を続けても結論には至らないんじゃないかと思います。審議未了が適当かと思えます。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） では、小会いたします。

（午前11時59分 小会）

（午後0時01分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

それでは、審議未了を求める意見と採決を求める意見がありましたので、まず、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時5分より再開いたします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時05分 開議）

◎所管事務調査

- ・ 行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・ 総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（前川祥子君） 皆さんこんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）休憩前に引き
続き、総務委員会を再開いたします。

それでは、当委員会の所管事務調査2件を一
括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に
関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等
に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調
査に関連して6件、執行部から発言の申し出が
あっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（第2次
八代市男女共同参画計画（素案）について）

○委員長（前川祥子君） まず、第2次八代市
男女共同参画計画（素案）についてをお願いし
ます。

○人権政策課長（宮川武晴君） 皆様こんにち
は。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人権政策
課、宮川でございます。それでは、済みませ
ん、説明につきましては着座にて説明のほうさ
せていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人権政策課長（宮川武晴君） よろしくお願
いします。

それでは、本日ですね、第2次八代市男女共
同参画計画の素案について、説明のお時間いた
だきましてありがとうございます。

初めに、お配りしてございます資料の中で、
A3判のカラーで印刷をしております、この当
計画書の素案の概要、こちらを用いてですね、
説明のほうさせていただきたいと思います。

ことし6月の定例会中の総務委員会におきま
しても説明してる項目もございますので、ポイ
ントで説明のほうはさせていただきたいと存じ
ます。

まず1、計画の趣旨・期間については、記載
のとおり関係法令等に基づくものでございま

して、来年度から5カ年の計画というところで
ございます。

2の計画の構成でございますが、記載のとおり、
4つの基本計画ごとに、基本的施策、その
内容を掲げ、61の具体的施策で構成するもの
でございます。

3の将来像でございます。記載のとおり、
男女がともに認め合い、支えあい、個性と能力
を発揮できるしあわせあふれるまち“やつしろ
”と掲げさせていただきました。現計画のす
ね、八代市男女共同参画、現計画の将来像につ
きましては、八代市男女共同参画推進条例
など、それと策定時のすね、総合計画の将来像
などを踏まえまして策定しておりまして、この
現計画の将来像を継承しつつ、第2次総合計画
の将来像も踏まえ、このような将来像を掲げた
ところでございます。

次に、4、基本目標でございますが、記載の
とおり、4つの基本目標を掲げさせていただい
ております。この点につきましては、さきの6
月に当委員会で御説明のほうさせていただいて
おりますので、詳細については省略させていた
だきます。

次の5、重点施策の考え方につきましては、
この計画期間中におきまして重点的に取り組む
べき施策として、本市の課題でもござい
ます、男女共同参画をめぐる新たな動きでもござい
ます、女性活躍の推進、ワーク・ライフ・バラン
ス、男女共同参画の視点での防災体制づくり、
この3つの視点に沿った具体的施策を位置づけ
たものでございます。これにつきましては後ほ
ど、計画書を用いて補足の説明をさせていただ
きたいと思います。

次に、6、計画の特徴でございます。1点
目、市民参加による計画づくりでございます。
昨年度実施いたしました市民意識調査、事業所
調査、さらには市民ワークショップ、パブコメ
などですね、本計画の骨子となります基本目標

の設定の段階から、できるだけ多くの市民の皆様のお声を、御意見をいただくよう努めてまいりました。２点目の、成果目標の設定でございます。近年のですね、多くの計画書でも採用しております、——まあ今の計画、現計画でも採用しておりますので、引き続きということにはなりますが、結果として、どうしたいのか、そういったところをですね、成果を見えるように成果指標という形で設定したところでございます。３点目には、市民や事業所の皆様の取り組みも記載させていただきました。

この趣旨は、ここに記載しておりますが、やはり男女共同参画社会を形成していくためには、行政のみならず、市民の皆様、地域の皆様、事業所の皆様などの御協力というのも必要不可欠でございますので、みんなで取り組んでいこうといったことを記載させていただいたところでございます。

７の施策の体系でございます。本計画におきます基本目標ごとに、それぞれ基本施策を掲げたというようなところを説明いたしました。そういったものですね、見出しを体系的にお示ししたというのが、この体系図でございます。

ここから先はですね、この、皆様に配付しております計画書の本編で、説明のほうをさせていただきますと思いますが、お手元、御準備よろしいでしょうか。

表紙をおめくりいただきますと、市長挨拶ということで、ここに市長の挨拶が入ってくると。

で、さらに１ページおめくりいただきますと、目次となっております、これが本計画書の構成を示すものということになります。第１章から第６章、資料編と、それぞれ章ごとにですね、項目を記載しております。

それでは、資料のですね、２６、２７ページをお開きいただきますでしょうか。

こちらがですね、ちょうど、見開きです

ね、見ていただきますと、２７ページの上のほうに四角で囲っておりますところ、ごらんいただきますでしょうか。重点施策ということで、先ほど申し上げました、星印は女性活躍、黒丸はワーク・ライフ・バランス、二重丸は防災体制づくりと、具体的施策の中から、これは重点施策ですよというのを位置づけているというところでございます。

１つですね、ちょっと例をとって御紹介させていただきますと、基本目標１の男女共同参画社会実現に向けた意識づくりの横ですね、基本的施策の１、意識改革のための広報・啓発推進としております。その横の施策の内容として、済みません、こちら（２）になりますけども、固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革というのがございまして、その横にですね、【２】、星マークがございます。性別による固定的な役割分担意識解消のための意識啓発としております。この取り組みは、女性活躍の推進に係る重点施策ですよというようなことになります。

それではですね、あちこち行って申しわけないですが、３１ページを、済みません、お開きいただきますでしょうか。

このナンバー２のところですね、取り組み内容について、さきの中学生議会でも御質問いただきました事柄でもございます、男女混合名簿の導入のほか、学習機会の提供、慣習や慣行の見直し等行うこととしておりまして、この取り組みの内容に係る担当課を３つ記載してございます。この３つの課それぞれ、あるいは連携して、取り組むこととしております。

それから、済みません、またあちこち行って申しわけないですが、５７ページのほうをお開きいただきますでしょうか。

こちら、５７ページにはですね、先ほど成果指標ということ掲げてますというところでございます。ただいま申し上げましたような取り

組みを展開することで、基本目標の1に掲げました男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり、これをどう向上させていきたいのか、目標を示してございます。現在、基本目標1には2つの成果目標を掲げておりますが、それぞれ、男女の地位の平等感について平等と思う人の割合について、これが21.1%を33%まで向上させたい、性別で役割を固定する考え方について賛成しない人の割合を、71.2%から75%まで向上させたいと、そういった目標を定めまして、取り組んでまいるところでございます。

なお、この表の中にはですね、参考値と書いてありましてですね、目標値が記載していないバーのところがあるかと思います。これらはですね、国、県などから調査等ですね、数値としては把握することができますので、記載しておりますけれども、成果としてなじまないもの、あと活動指標的な数値でございまして、成果目標と掲げるにはどうかと、ただ数値としては押さえられるので、そこはちょっと参考指標ということで残しておこうかということで、記載をしてるところでございます。

ただいま申し上げましたような形でですね、本計画書の内容、構成というところで、ある意味見方というようなところになるかと思いますが、説明をさせていただきました。申し上げておりますとおり、61項目のですね、具体的内容ということになりますので、一つ一つの説明のほうは、省略をさせていただきたいと思えます。

それからですね、これまで、第2次計画の策定に当たりましては、現計画での成果と課題を踏まえた計画づくりを行いますということを御説明しておりますし、当委員会からもですね、その点わかるようにというようなことで御意見を賜っておりましたので、その点につきまして御説明のほうさせていただきます。

済みません、資料を本編戻りまして、22ページをごらんいただきますでしょうか。

こちらのほうにですね、現計画での成果として3点記載させていただいております。

で、次の23ページには、課題として、これだけ5点はあるんじゃないかということで、掲載をさせていただいております。

この5点の課題も踏まえまして、今度の第2次計画で課題として捉えましたのが、次の24ページのところをごらんいただきますでしょうか。

こちら記載のとおり、4点をですね、課題として掲げたところございまして、この課題に対しまして、繰り返して恐縮になりますが、先ほどから申し上げております61の具体的な施策を展開し、取り組んでいきたいというようなところでございます。

で、一応、最後ということで、今後のスケジュールをですね、簡単に説明させていただきます。

ちょっとお手元には資料ございまして、口頭での説明ということで、済みません、御容赦いただきたいと思います。

現在、この素案につきましてはですね、パブリックコメントを実施している段階でございます。6月の当委員会での説明をさせていただきました以降、行政内部で、素案づくりを行う策定部会、部長等で構成しております行政推進委員会を3回開催しております、学識委員の皆さんで構成しております審議会を2回開催しております。といった状況でございまして、あと、年内のですね、12月26日までが、パブリックコメントの受け付けということになっておりまして、それが終わりますと、年が明けますと、第3回の審議会を開催し、パブリックコメントでの御意見を踏まえながら、最終的な案として固めていきたいというふうに思っております。その後は、内部手続を了しまして、年

度内には第2次計画として、冊子のほうですね、また配付させていただければと思います。

ちょっと早口で雑駁な説明になりましたけども、説明は事務局から以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（前川祥子君） はい。それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） 老婆心でお聞きするんですけれど、八代市の本庁舎、八代市職員のですね、方の状況見ると、失礼ながら、いわゆる管理職とかそういった方々の中にやっぱり女性の登用が少ないように感じるんですよね。それでせっかく民間に対してそういう訴えておられるのであるならば、市の行政においてもですね、54ページにもその意識改革と書いてはありますけれども、実際に見たら、管理職の登用ちゅうのをもう少し検討されて、女性が管理職についての負担が少ないようなそういう何か、システムとかですね、部長、課長になるとなかなか仕事が忙しくて家庭ば顧みらんごつなるけん、なかなか家族がもめるということになるということあるかもしれませんけど、それを、そやんこというならやっぱり民間も一緒だと思うんですよね。やっぱそういうことで考えるのも、まず、自分たちのまずそういったところに取り組まれる必要もあるのかなっていう、まあこれ老婆心で申し上げたいと思います。

○人権政策課長（宮川武晴君） 御指摘のところは、確かにそのとおりでございます、女性管理職がふえないということの一つとしましてですね、まず係長昇任試験というの、係長職の昇任資格試験というのがございまして、この比率がかなり低いというところがあります。少し前のデータで申しわけないんですが、平成28年度でいくと13ポイントを切ってるような、受験者のですね、うち女性が少ないというような状況がございまして、今年度もですね、受験

しやすいような試験制度の見直しがなされておりますので、できるだけ女性の方もこの受験者がふえていくということを私のほうも期待をしております。

で、今委員からも御指摘のありましたとおり、仕事と家庭生活の両面の困難さというのがですね、実はこの職員の意識調査からもわかってきておりますので、ただいま御指摘のところもありますので、ワーク・ライフ・バランスというところですね、私ども市職員としても取り組んでいかなければならないと思っておりますし、先ほどの成果指標のほうでもですね、一応市の管理職の割合というところは一応成果指標として考えさせていただいておりますので、またこの辺、全庁的に取り組んでいければと思っております。

以上でございます。（委員橋本隆一君「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 男女共同参画審議会っていうのがあるんですか。で、委員さんが12名おられる。目的っていうか、役割っていうか、ちょっとお願いします。

○人権政策課長（宮川武晴君） 済みません、お待たせいたしました。男女共同参画のですね、審議会につきましてはでございます。今、委員は12名の方で構成をいたしておりまして、審議内容等につきましてはですね、市が実施します男女共同参画の推進に係る施策の評価であったり、この計画づくりであったり、御意見をいただいているというようなところでございます。

で、こちらちょっと、28年度の年報で申しわけないんですけど、これは毎年年報つくっております、この中で男女共同に関します取り組み状況の報告というのをですね、冊子として配らせていただいておりますので、こういっ

たところについて、委員さんからの御意見をいただいたりして、中身の施策のほうですね、例えば、書いたことにこだわるんじゃないくて、書いたところを改良していくところなどについても御意見をいただいておりますので、そういったところの役割をお持ちだということでございます。

説明、以上でよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（村川清則君） あと、専門委員だったっけ、何か、いろんな苦情に対処するのが、（人権政策課長宮川武晴君「ああ、はいはいはい」と呼ぶ）うん。あれについてちょっと、説明お願い……。

○人権政策課長（宮川武晴君） 男女共同参画の専門委員という制度を設けさせていただいております、これ、男女共同参画条例の12条3項というところがございます、非常に男女の、特に、例えば市が行っておりますこういう男女共同参画の推進に対する施策について、これはどうなんですかというような御質問であったりとかですね、あと、性別による差別的な扱いによる人権侵害があった場合だとか、あとは、その他苦情、相談について、一応お受けするという事になっておりますが、また別のですね、相談機能、役所のほう持っておりますので、いろんな、日常的な御相談であればまたそれなりの窓口がありますので、こちらの専門委員につきましては、ただいま申し上げましたようなところを、役割としては持っているというところでございます。

○委員（村川清則君） よくわかりました。

後でも結構ですので、参画審議会のメンバー表といいますか名簿とか、後でいただけますか。

○人権政策課長（宮川武晴君） はい。後ほど資料として提出させていただきたいと。

これは委員会……。

○委員長（前川祥子君） 委員会で資料。諮りますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま委員から資料請求がありましたので、申し出がありましたので、お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

では資料をお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第2次八代市男女共同参画計画（素案）についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市協働のまちづくり推進条例（案）について）

○委員長（前川祥子君） 次に、八代市協働のまちづくり推進条例（案）についてをお願いいたします。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） 皆様こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、八代市協働のまちづくり推進条例（案）につきまして御説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） 失礼します。

それでは、資料につきましては、総務委員会資料、八代市協働のまちづくり推進条例（案）についてと書かれている冊子1部でございます。ございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。はい。

このことにつきましては、昨年度から本総務委員会において、条例の概要ですとか、タウンミーティングなどの内容、結果につきまして御報告をいたしてまいりました。前回9月には、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会より、中村市長に対し、八代市協働のまちづくり推進条例骨子案の報告が7月に行われたことから、その内容と条例の制定、施行に向けたスケジュール案などについて御報告をいたしたところでございます。

今回は、この条例骨子案をもとに、庁内プロジェクトチームや関係課と協議を重ね、条文化を行い条例案を作成しましたことから、その内容を御説明しますとともに、パブリックコメントや職員研修会を実施いたしましたので、その内容について、また、条例施行までのスケジュール案について御説明をいたします。

それでは、具体的な条例の内容について御説明させていただきます。

資料をごらんください。

1ページと2ページにつきましては、スケジュール案になりますので、後ほど御説明させていただきます。

4ページからが条例案となります。

本条例の特徴につきましては、前回は御説明いたしましたが、市民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例であること、前文を設けること、文体をです・ます調の口語体としていることなどでございました。

それでは、5ページからが実際の条例案の条文になります。条例の内容につきましては、9月に御報告いたしました条例骨子案と大きな変更ございませんので、一部簡略して御説明することを御了承ください。

それでは、5ページをごらんください。

条例の構成ですが、前文と全7章で構成されています。

前文に続き、6ページから、第1章に総則

で、第1条に条例の目的、2条に用語の定義、3条に基本原則を、第2章に、第4条として市民の役割を定めております。

7ページから、第3章に、5条として市の役割と、第6条に市職員の意識改革とまちづくり活動への参加促進、第4章、協働の推進に、第7条に情報の共有、8条に市民参加の対象、9条に市民参加の方法、10条に市民参加の公表、11条に人材育成を明記しております。

8ページから9ページにかけまして、第5章、地域自治の推進として、第12条に地域自治の推進、13条に自治会、14条に地域協議会、15条に地域協議会の役割、16条に地域協議会との協働、17条に事業者の役割を明記いたしているところでございます。

続きまして、9ページ下段から、第6章に市民活動の推進といたしまして、第18条に市民活動団体の役割、19条に市民活動団体との協働、最後の7章に雑則といたしまして、第20条に条例の見直し、21条にその他の条文で構成いたしております。

続きまして、12ページをごらんください。

ここから36ページまでが、条例の解説文でございます。条例の内容について、市民がより理解しやすくするために、注意事項や具体的な例を示した解説文を作成いたしているところでございます。

以上が条例案に関する説明でございます。

続きまして、少し戻っていただいて、1ページをお願いいたします。

平成30年度、31年度のスケジュール案でございます。こちらの資料で、9月以降に実施いたしました事業の報告と、今後のスケジュール案を御説明させていただきます。

1ページ中段になりますが、まず、9月21日から10月19日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。6名の方から8項目について御意見をいただいております。地域協

議会の条例規定などに対し肯定的な御意見や、文章表現の修正について御意見をいただいております。一部御紹介いたしますと、本来であれば、このような条例に基づき地域協議会が設置されるべきであった、早く条例が制定されることを望む。まだまだ地域協議会の知名度が低い、市も一緒になって啓発を行うことを望む。などの御意見をいただいたところでございます。

このようないただいた貴重な御意見につきましては、現在、庁内プロジェクトチーム委員や関係課と検討いたしているところでございます。

次に、10月25日には、全ての管理職を対象に、条例案第6条に規定しております、市職員の協働のまちづくりについての認識を深めるための研修を開催いたしました。100名の参加があり、条例検討委員会の澤田会長より、協働とは、公共とは、まちづくりについてはルールが必要なことなど、そして、協働のまちづくり推進条例について、説明を行っていただきました。研修後のアンケートでは、ほぼ全員の職員が、条例について理解できた、わかったと回答いたしておるところです。来年度以降、監督職や一般職員への研修を行ってまいります。

その後11月に、政策会議など行政内部の手續、説明を経て、本日、本委員会にて御報告させていただいているところでございます。

続きまして、今後のスケジュールになります。12月と来年2月の2回、地域協議会連絡会において、各地域協議会会長、事務局長さんに条例案について報告、説明し、御意見をいただくこととしております。

今後、法令審議会など行政内部の手續の後、3月定例会に本条例を提案し、御承認をいただければ、平成31年4月に条例制定、公布、8月に施行と考えております。

施行を8月としましたのは、この条例は、制

定した後にどのように活用し、市民等と行政による協働のまちづくりをさらに発展させていくことが重要であることから、条例制定後につきましても、条例の内容を御理解いただくために、市民に対しさまざまな形で丁寧に説明する時間と機会が必要と考えており、その間、住民説明会や出前講座を開催したいと考えております。また、あわせて、パンフレットの作成、配布も予定いたしているところでございます。

また、8月の条例施行にあわせ、記念イベントとして、まちづくりや住民自治に造詣の深い方による講演、地域協議会の事例発表など、市民フォーラムを開催したいと考えているところでございます。

以上が今後のスケジュール案でございます。

今後、この条例案をもとに、パブリックコメントや地域協議会などを通じていただいた市民の皆様の御意見と、庁内プロジェクトチームなどの市内部の意見を踏まえ、法規担当と協議の上、必要な修正を行い、最終案をまとめたいと考えております。

以上で私の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） はい。本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

○委員（橋本隆一君） この条例に対しては質問ではないんですけども、課題としてですね、地域にずっと住んでおられる方、特に長年住んでおられる方っちゃうのはこれ多分協力的だと思うんですが、うちも最近アパートができて、そこに来られた方たちの、非常に何か、町内会費とかですね、徴収のとき、何でそやんと払わなんとやとかですね、あるいは、今度、役があるから出してもらえんですかっちゃうて、何でそんなせなんとやとかですね、反則金ちゅうか不参加の場合不参加費いただきますってそれ、何でそれ払わなんとって、何か、ことごと

く、だけん、町内会長さんが非常に行きにくいと。でも、やっぱりよそから、市外から来られた方は特にそうですし、また、市内でもよそに分家していく場合にですね、そこで新たにその町内会に入ってもらいようにそのお願いに行っても、なかなか断られるケースが多いって。それは強制ですかって必ず言われるけん、いや、強制ではありませんちゅうなら、じゃあうちは結構ですって、必ずそういうのあるので、そういうことに対して何か市のほうから、助言とかあるいは広報とかで、御協力を願うようなそういう取り組みっちゅうのありますですか。

○市民活動政策課長（遠山光徳君） ありがとうございます。自治会、町内会——八代の場合は町内会と申しますけれども、この条例でもですね、13条に、町内会の定義、住民参加、運営について定めております。

で、今、委員からお話をいただいたような事例につきましましては、各地区でですね、同様の事例が発生していることも十分承知をいたしているところでございます。前回の委員会でもですね、村川副委員長のほうからですね、いわゆる住民の関心が薄いというような話もいただいたと思います。

条例周知を含めまして、さまざまなこういう町内会の取り組み等につきましてもですね、さまざまな方法で、イベントですとかパンフレット作成などはもちろんでございますが、機会を通じて継続した周知が必要かとは考えております。

で、1点考えといたしまして、そういう町内会等のもので、いろんな行事に参加をされる際に、例えば子供さんがいらっしゃって、PTAですとか、そのような子供会の活動につきましては皆さん主体的に、積極的に参加をされるということを聞いております。で、それをきっかけとしてですね、こういうふうな地域の活動に参加をしていただいて、この条例をきちんと御

理解をいただいた上で、まちづくり活動に参加をいただければというふうに考えております。

以上でございます。（委員橋本隆一君「よろしくをお願いします」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代市協働のまちづくり推進条例（案）についてを終了します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）お疲れさまでした。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（当初予算編成方針について）

○委員長（前川祥子君） では次に、当初予算編成方針についてをお願いします。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎でございます。

それでは、平成31年度当初予算編成方針について、事前に配付しております資料に沿って御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 当初予算編成方針は、八代市予算規則第4条に基づき策定し、10月末までに通知することとなっております。本年度は、10月23日付で全庁的に周知を行い、あわせて、透明化の観点から、ホームページにも内容を掲載しているところでございます。

それでは、1ページをお開きください。

これは、市長より全職員に対しまして、平成31年度の予算編成に当たっての訓示をされたものでございます。

この訓示は、前段において、熊本地震からの復旧復興に一步一步着実に取り組んできたことで、震災前とほぼ同様の市民生活が取り戻せているが、全国で相次ぐ自然災害等を考えると、

創造的復興を早期に実現し、さらに八代の発展につなげていく必要があることについて示されており、後段においては、少子高齢化や人口減少など地方を取り巻く環境は厳しいものがあるが、第2次八代市総合計画実現に向け、国、県と連携を図り、限られた財源の中で、県南地域の中核市として一層魅力あふれる都市として飛躍することを目指す予算編成の確立ができるよう、全職員が高い当事者意識を持って取り組むようにと示されているものでございます。

2ページをお開きください。

2ページは、平成31年度当初予算編成のポイントでございます。

まず、冒頭の四角囲みでは、普通交付税の合併特例措置終了に伴う影響により、昨年に引き続き平成31年度も一般財源総額のさらなる減少が見込まれる中、健全な財政運営を維持することを前提として、これまで実施してきた既存事業の改善、見直しも行うと同時に、熊本地震からの創造的復興や、第2次八代市総合計画における重点戦略の実現に向け、最も効率的な手法を見出す予算編成に取り組むこととしております。

また、その下に3つのポイントを示しております。

まず1つ目は、ことし3月に策定しました第2次八代市総合計画において、重点施策等を取りまとめた6つの八代市重点戦略に位置づけるそれぞれの施策について、計画的な取り組みを進めることとしております。

2つ目は、震災復興対策として、八代市復旧・復興プランに基づき、平成28年熊本地震復興基金交付金などを活用しながら、震災からの創造的復興により、八代市の発展につながるような取り組みを進めることとしております。

最後に、3つ目は、第2次八代市総合計画の策定とあわせて見直しを行った、第三次八代市行財政改革大綱に基づき、歳入確保や市有財産

の有効活用及び効率的な管理運営など、さまざまな手法の導入を検討していくほか、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう、全ての事業において緊急性や必要性の点検を行い、その上で事業の縮小や休止、廃止にも踏み込んだ検討を行うなど、真に必要かつ適時適切と認められるものに限って取り組みを進めることとしております。

続きまして、3ページでございますが、ここには、財務部長より各部署の所属長などに対しまして、八代市の予算規則に基づきまして、平成31年度予算編成方針を通知しております。

その内容は、まず初めに、国の方針が、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していることを伝えております。

次に、熊本県の方針は、熊本復旧・復興4カ年戦略の総仕上げとして、同戦略に掲げる施策を基本として、必要不可欠な取り組みを重点化すると同時に、通常県債の残高を増加させない予算編成を継続すると伝えております。

そこで、本市においては、年々増加している社会保障経費に加え、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や更新費用等、今後予定される行政需要を踏まえると、財政運営が楽観視できない状況であること、また、そのような中でも、八代の発展を目指して重点戦略の実現に向け全力で取り組み、第三次八代市行財政改革大綱に基づく行財政改革等を着実に実行し、持続可能な財政基盤を確立するとともに、今やるべき事業をしっかりと見きわめていくことが重要であることなどを伝えており、こうした考えのもと作成した予算編成要領により、予算要求を行うようお願いしております。

4ページをお開きください。

ここからは、資料の最後のページまで、予算編成要領の内容となっております。

まず、第1、総括的事項として、平成30年度と平成31年度の一般財源の状況について示しております。初めに、本文中の1つ目の白丸では、本市の一般会計の歳入について、一般財源として大きな割合を占める地方交付税が、合併特例措置の段階的削減の影響などで減少していくことにより、平成31年度の一般財源枠は、対前年度比で約9億円の減少が見込まれること、一方、歳出のうち扶助費などの義務的経費に係る一般財源は増加傾向にあり、平成31年度の一般財源ベースは、対前年度比で約7億円の増加が見込まれるとしております。そのため、2つ目の白丸において、平成31年度一般財源ベースは、対前年度比で約16億円の減少が見込まれ、さらに、来年10月の消費税率引き上げに伴うコスト増も考慮すると、既存事業の抜本的な見直しによる歳出抑制策や、歳入の見直しなどを徹底し、財源不足額を可能な限り縮小していく必要があるとしています。

続きまして、5ページをお願いします。

ここには、予算編成の基本的な考え方として、予算編成方針のポイントを記載しておりますが、こちらは先ほども説明いたしましたので割愛させていただきます。

次に、6ページをお願いします。

ここからは、予算要求に際しての留意点を示しております。まず、特記事項として、四角の二重枠線で囲っております中に、6点の留意点を示しております。

1つ目の白丸には、平成31年度は、健全な財政運営を維持することを前提に各種施策を進める必要から、予算要求に当たっては、義務的経費——いわゆる人件費、扶助費、公債費を除く経費に対して、原則として、平成30年度当初予算における総事業費に占める一般財源ベースの90%を上限とするとしております。

2つ目の白丸には、新規事業や既存事業の拡充に当たっては、既存事業の見直しや休止、廃

止及びスケジュール等の先送りによる財源の平準化などの調整を行い、財源確保に努めることとしております。

3つ目の白丸では、近年、予算の繰越事業の割合がふえ、来年度予算と合わせた予算規模が拡充する中、市債及び一般財源の活用枠の調整に支障を来しているため、平成30年度の12月補正予算等において、翌年度へ繰り越しを行う事業費、特に単独事業費相当分でございますが、それらについては、原則平成31年度予算の単独事業費により減額調整を行うこととしております。

4つ目の白丸では、平成31年度予算編成の要求後であっても、地方財政計画などを含めた各種制度の動向次第では、必要により再調整をすることとなるので、国や県などの動向を注視し、情報収集に努め、国、県などの補助金を積極的に活用することとしております。

また、5つ目の白丸では、来年10月に税率10%引き上げが予定されている消費税について、予算へ遺漏なく反映させることとしております。

最後に、6つ目の白丸では、今後の財政収支の見通しでは、当面財源不足が拡大する見込みとなっているため、平成31年度以降の予算編成に向けては、予算編成要領の内容について見直すことを検討していくこととしております。

次に、7ページをお願いします。

その他の留意点以降についての説明は、その主なものを3点ほど説明させていただきます。

まず1項目めでは、さきに開催されました決算審査に伴う常任委員会での指摘、要望事項を初め、これまでの市議会から出された意見、要望や採択された請願、陳情などを考慮し、創意工夫を行うこととしております。

中段にある5項目めでは、平成31年度の県支出金は、昨年度に引き続き大幅な縮小が予想されるが、国県補助・負担金が縮小、廃止され

るものについては、原則として市費への振替は認めず、当該事業を継続する場合は、従来の制度にとらわれることなく事業の再構築を行うこととしております。

8ページをお願いします。

9項目めでは、平成28年度に策定しました八代市公共施設等総合管理計画に基づき、不要な財産については処分や売却なども含めて計画的な対応ができるよう検討すると同時に、施設の有効利用も検討することで、施設管理にかかわる経費の費用対効果の精査を強化することとしております。

中段以降については、個別的事項を示しており、内容は歳入、歳出などに係る事務処理上の注意点などを示しているものでありますので、説明については省略させていただきます。

以上で、簡単ではございますが、平成31年度の当初予算編成方針についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） はい。それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 意見で。財政ではないと思うところもありますけども、決算に当たっての事業評価ですね、これがもう非常に甘い部分があるというふうに思ってます。ほとんどが見直し、要見直しになってないですね。要はもう継続みたいな感じ。で、そのことと、そのことをやって成果がどうだったかっていうのも出ていないというのは、もう決算の中で指摘をさせていただきましたけど、31年度の予算編成に当たって非常に厳しい財源確保、扶助費の7億の伸びに、歳入が、9億ですか、合わせて16億ぐらいの金額が不足するということも踏まえていくと、非常にことしの予算編成、実務の部分で厳しさが想定されます。

非常に嫌われ役になられる部分があると思う

んですけども、その部分は持続可能な行政が運営できるようにですね、財務部のほうでしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。編成もなかなか、これまで思いに沿った、目標に沿ったですね、成果が出てこなかった部分もあるとは思いますが、しっかり取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思っています。

○委員長（前川祥子君） はい。よろしいですかね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） はい。では、ほかに何かありませんか。御意見、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。では、ほかになければ、以上で当初予算編成方針についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（やつしろ国際化推進ビジョン（素案）について）

○委員長（前川祥子君） 次に、やつしろ国際化推進ビジョン（素案）についてをお願いします。

○国際課長（嶋田和博君） 国際課の嶋田です。よろしくお願いいたします。

まずをもちまして、先日の基隆市の答礼訪問団に際しましては、市議会におかれまして主催ということで、盛大な歓迎式典を催していただき、おもてなしをいただきまして、心より感謝を申し上げます。その日のお帰りの際に、団長でありました林副市長のほうから、大変感激をされておられまして、ぜひ市議会の先生方にもお越しいただきたい、歓迎したいというようなお言葉がありましたことを申し添えさせていただきます。

それでは早速、国際化推進ビジョンについて、座らせていただいて説明申し上げます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○国際課長（嶋田和博君） 6月の総務委員会の中で、国際課のほうからですね、国際化に関する計画づくりについて、31年度策定予定を1年前倒しして、30年度策定として目指してまいりますということを御報告させていただきました。それから約半年間取り組みをしまして、何とか素案のほうにこぎつけましたものですから、本日報告をさせていただくものでございます。

その中で、策定に当たりましては、市民の皆さん方の御意見を聴取するという点につきましては、まず、日本人の市民向けのアンケートといたしまして、7月に、18歳以上の無作為抽出2000名の方々を対象に、調査を行いました。回答率はですね、35.7%という比較的高い回収率で、有効回答715件ございました。それと、在住のですね、外国人市民の方のアンケートにつきましては、少し古いですが3年前に実施しました、市内在住の外国人市民1311世帯の方々を対象に実施したものを、活用させていただいております。それと、10月から11月にかけて、有識者の方々13、個人、団体代表の方々などに意見を聴取しております。そして、来年1月に予定していますパブリックコメントを、予定しておるところでございます。

で、こういった御意見を反映しながら、庁内のほうとしましてはですね、作業部会として、ことし発足をさせました会議体であります海外展開推進会議、こちらは、主に海外で事業活動をしております関係課を集めた会議体でございます。それと、地域国際化推進会議ということで、在住外国人との共生社会の構築に関する課かいを集めた会議体でございまして、比較的關係長以下の若手のスタッフでの会議を今後進めていく中で、今年度はこの計画づくりのですね、作業部会として位置づけて、たたき台づく

りに協力をいただきました。

その後、関係課の課長補佐級を集めた策定部会で練りまして、先月下旬、政策会議のほうで確認がとれましたので、本日委員会のほうに御報告をした上で御意見を聴取し、来年早々のパブリックコメントに臨むものでございます。

それでは、配付しております資料の、A3、1枚物の概要版っていうのをごらんいただきたいと思います。

こちらは、やつしろ国際化推進ビジョン、こちら、概要版としておつくりしたもので、最終的な市民向けの概要版ではございませんで、委員会用にちょっと急にこしらえたものでございます。

こちらをごらんいただきたいと思います、まず、策定の趣旨でございます。急増する外国人観光客、これはクルーズ船などに起因するものでございますが、あわせて、ふえ続ける在住外国人、それに経済活動のグローバル化や国際交流の活発化など、国際化の波が八代にも押し寄せてきております。そういった部分の中でですね、今後インバウンド対策や多文化共生社会の構築、人材育成といった諸課題の解決に向け、基本方針や施策を明らかにするビジョンの策定をしようというものでございます。

計画期間としましては、来年度2019年度から、26年度までの8年間としております。

目指すべき都市像としては、こちらに書いてありますとおり、世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろ。ふえ続ける在住外国人との共生を図るとともに、急増する訪日外国人観光客のおもてなしによって、全ての市民——これは外国人市民も含みます、それに、訪れる方々、人々の方ですね、笑顔が花咲くまちづくりを目指したいというような趣旨になっております。

で、そこで4つの基本方針を示しております。

まず1つに、世界に向けた観光・経済戦略の

展開。こちらは国内のみならず海外市場に目を向け、外国人観光客の誘致促進、グローバルな経済展開の推進、世界との交流基盤の整備などに努めていくこととしております。

2つ目が、国際交流の拡充。友好提携都市を初め、海外との多様な交流を創出することで、市民の国際感覚を磨くとともに、国際協力を推進することとしております。

3つ目に、多文化共生社会の推進。多文化共生社会の実現は、国際的評価を高めることとなります。日本人市民と外国人市民との相互理解を進め、住みやすいまちづくりに努めるとしております。

最後に、国際感覚豊かな人づくりの推進。市民の国際理解を促進するとともに、本市の国際化の推進役を担うグローバルな人材を育成するために、学校教育から生涯学習活動まで切れ目のない学習機会の提供と、教育、研修などの充実に努めるとしております。

以上の4つの基本方針を示しております。

次に、見開きで、ページめくっていただきますと、こちらに施策の体系図を示しております。で、4つの今御説明を申し上げました基本指針に、それぞれ2ないし3の主要な施策を示しております。で、その10本の主要施策に、それぞれにまた具体的な取り組みが3つから6つ程度、ぶら下がってきております。こういった構成で展開をしていくこととしております。

最終ページが、推進体制ということで、国際化の主役である市民ですね、を中心に、自治体と、今後設立を目指します八代市国際交流協会と一緒に、関係団体と協力しながら、この政策を推進していこうというイメージでございます。

それでは、中身のほうをごらんいただきたいと思います。やつしろ国際化推進ビジョン（素案）というふうにございますが、こちらで、今の概要版の簡単な説明をさせていただきたいと

思います。

1枚めくっていただきたいと思いますが、まず市長の言葉ということで、はじめにから始まります。

で、次が目次になっておりまして、章立てで第4章までございます。まず第1章が、やつしろ国際化推進ビジョンの策定に当たってということで、策定の趣旨と計画期間を示しております。第2章では、国際化の方向性ということで、大きく4つのテーマを掲げ、その4つのテーマのそれぞれに現状と課題を分析しております。それらの課題から見えてくる、目標とする都市像と、4つの基本方針を明らかにしてまいります。そして第3章で、その基本方針に基づく主要な施策、主な取り組みを推進する内容を記載しております。そして第4章で、推進体制として、先ほどのイメージに沿って、それぞれの各主体に期待される役割などを記載しております。

では、1ページ目、次のページめくっていったって1ページ目をごらんいただきたいと思いますが、こちらが第1章としまして、先ほど申し上げましたとおり、策定の趣旨と計画期間としております。

2ページ目が第2章で、国際化の方向性ということで4つの大きなテーマのうちの1つ目、観光と経済のグローバル化ということで、こちらの現状と、4ページには課題というようなことで、統計的なものやアンケートの結果などを織りまぜながらですね、展開しております。

そして、5ページ目が、2つ目の大きなテーマとして国際交流の活発化ということで、官民それぞれさまざまな国際交流が現在活発化しているというようなところで、その現状と課題を分析したところです。

そして、7ページを開いていただきますと、外国人市民の増加というようなことで、技能実習生を中心としてですね、非常にふえ続けてお

ります。9月末現在で2300人を超す、在住外国人が登録されております。

こちらの現状と課題、そして、10ページ目で、国際理解の促進と人づくりというテーマで、現状と課題を記載させていただいております。

こういった分析から、国際化の取り組みをどう進めていくかということで12ページに、その目標とする都市像と4つの基本方針を示させていただいております。

次の13ページ、第3章、こちらが、施策の推進ということでメーンの内容になってきますが、先ほどのA3の見開きでござんいただいた、体系図の基本方針と主要施策を示しております。

例えば、第1章の世界に向けた観光・経済戦略の展開にひもづく1番目の主要施策である、海外からの観光客誘致の促進とおもてなしの推進というのがこの14ページに記載されたものでございまして、その中の中段に、主な取り組みとして、観光地としての魅力づくり推進、海外への観光プロモーションの強化、そして、次のページをござんいただきますと、外国クルーズ船の誘致促進、そして、インバウンド需要取り込みの対策強化として、4つの主な取り組みを記載させていただいております。

こういった構成で、ずっと施策推進が展開するというようなつくり込みになっております。

で、これが第4章まで続きまして、4つ目の基本方針まで行きまして、27ページの第4章の推進体制というところで、先ほどのイメージと、それぞれの主体に期待される役割というのを、八代市、市民、民間団体、企業、教育機関、そして（仮称）八代市国際交流協会というようなところで、その役割を記載しているところでございます。

この4章立てで構成をしております。

で、今後このビジョンを推進するに当たりま

してどうやって検証していくのかとかですね、そういった部分があります。で、指標等を設けたほうがいいのか、進捗管理するためのですね、プラン、そういったのを検討しましたが、まずはビジョンを策定し、来年度以降ですね、国際課が音頭を取って、2つの会議体を動かしながら、その進捗状況をですね、確認し、必要に応じてアクションプラン等の策定に取り組むこととしております。

済みません、駆け足でちょっと説明になりましたが、以上でやつしる国際化推進ビジョン（素案）の説明とさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） はい。それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） アンケートをとられたってことですが、アンケートはこのビジョンの素案の中に途中途中に織り込んであるこのグラフ、このアンケートが、その2000名の意見が反映されたものということで理解をすればよろしいですか。

それと、もう1点、計画期間が、上位計画に基づくものであるならば、総合計画の基本構想が終わる2025年までにすべきだと私は思うんですけど、なぜ1年引っ張ってあるのか、そこが私わからないんで、その考え方を教えていただきたいと思います。

○国際課長（嶋田和博君） アンケート調査の全てをですね、こちらに盛り込んでいるかというと、なかなか難しいものと思いますが、済みません、本来、最終的にアンケート調査も、市民の皆さん方にも目に触れるような形で添付する予定としておりますが、本日は本体だけ、済みませんが、取り急ぎ御説明ということで、させていただいたところでございます。

後日、委員の先生方には、アンケート結果、2種類のものについて、配付をさせていただくということでよろしゅうございますでしょう

か。（委員大倉裕一君「私はもう資料要求はしませんので、執行部のほうでもう判断をしていただければと思います」と呼ぶ）はい、わかりました。

○委員長（前川祥子君） これは、資料要求というよりも、もともと配る予定のものだったんですよね。

○国際課長（嶋田和博君） はい。

○委員長（前川祥子君） はい。じゃあお願いいたします。

○国際課長（嶋田和博君） 済みません、はい、ではそういうことで対応させていただきます。

○委員長（前川祥子君） はい。

○国際課長（嶋田和博君） それと、もう1点、計画期間につきまして、基本構想に基づくものであれば、終了時期は一緒になるのではないかなというようなことでございます。

この計画期間につきましては、基本構想ができた段階でそれを受ける形で、その国際化の計画をということで、1年ずれる形になるのかなといったところでちょっと、計画はしたところでございます。ただし書きで書いておりますとおり、しかしながら計画期間にかかわらずですね、諸事情の変化、国際事情の変化に応じて、臨機応変にですね、見直していくというふうな、ただし書きは入れているところでございます。

○委員（大倉裕一君） まあまだ素案というところがありますので、しつこくは言いませんけど、基本構想が変わってしまったら、1年間違う構想とビジョンでやっていく、運営していくというような形は、あり得ない話だと思うんですよ。だから、2025年度できちっとそこは終わりをそろえて、新たな基本構想に基づく国際化推進ビジョンがそこからまたスタートしていく。ただ、その策定するまでの期間は、新たな基本構想に沿った形で進めていきますという

ようなものをもって、策定を急いで間に合わせていく必要があるんじゃないかな。それがあべき姿じゃないかなというふうに私は思っていますので、今後の取り組みに期待をさせて、——御検討いただければと思います。

○国際課長（嶋田和博君） 確かに、委員おっしゃるとおりでございます。国際、この推進ビジョンのほうで、最後の年が2026年となっておりますが、基本構想と歩調を合わせながらですね、終期はそろえられればということで、貴重な御意見として、今後、最終案までに検討させていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 第2章の国際化の方向性のところで、現状と課題ということで、まあ課題のところではありますが、外国船のクルーズ船の増加に伴ってですね、観光地、旅館とかですね、幹線道路とか、いろんなトラブルが発生をしております。ここに、後で出てまいります。現状と課題から見える国際化への取り組みという言葉があります。

それと同時に、8ページに書いてありますが、農業実習生等によります、——ベトナム、フィリピン、中国、カンボジア、韓国がたくさん今、農業実習生として働いているところでございます。この近くにも大型店舗が3店舗ぐらいありますが、そこに全部、現地語——ベトナム、フィリピン、中国語で全部書いてありますがですね、大変迷惑をしている事例がございますので、課題としてその辺のところを少し強化するように取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 今の、御質問で、意見で。

○委員（古嶋津義君） わかったでしょうか。わかりましたか。

○国際課長（嶋田和博君） 臨時国会でもいろ

いろとすったもんだございました、この技能実習生を初めとしまして、今度特定技能などで5年間の長期のですね、新たな在留資格などもできる予定でございます。今後さらに八代市におきましても、相当数の在住外国人の増加が見込まれます。そういったことで、今後ですね、その技能実習生などを受け入れる管理団体という、あっせん機関がございます。政府のちゃんとした認可を受けた機関ではございますが、そういうところと、いろいろヒアリングも重ねる中で、お互い協力し合ってますね、訪日、入ってこられた際に、その研修の中に私どもも入っていったりしてですね、いろんな、密接に、何ていいますか、お互い情報交換しながらですね、いろんな場面で私たちもかかわりながら、できるだけ、ごみ捨ての問題とかさまざまな問題がございますが、少しでも解決できるようにですね、そういった施策もこの中に織り込んでいく予定としております、はい。

○委員（古嶋津義君） 特に今、お話がありましたように、トイレの問題、それからごみの問題ですね、深刻な問題がございますので。特に、農業実習生を雇用していらっしゃるごところの事業主あたりにはですね、今簡易トイレがありますんでそういうのをですね、ちょっと、田んぼのほうにも設置をして、回避をしていただきたいという。まあ道路べたでされる国民性もあるそうでございますので、その辺のところの注意書きも大型店舗にこの辺は書いてはございますが、なかなか解消されないということでございます。その辺のところもぜひ、国際化を図る上では大事なことでありますので、ぜひ御配慮をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） はい。では、今のは御意見ということでよろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありま

せんか。

○委員（橋本隆一君） 関連してですが、先ほどの住民自治の話の中で、住民自治の中に、いわゆる技能実習生の方とか長期滞在の外国人の方たちが含まれるわけなんでしょう。住民自治の中にです、いわゆる住民として、活動等は含まれるのか、もう一応その方たちは別で、町内会費とか町内会の活動とかはもう含まないちゅう考え方でよろしいんでしょう。そこら辺をちょっと、自分たちも聞かれたことがあったもんですから。

○国際課長（嶋田和博君） 在住外国人のですね、中で、技能実習生と言われる方々、約4分の3を占めております。で、残りの4分の1は、永住者だったり、日本人の配偶者としての在留資格だったり、あるいは留学生だったりっていうようなことになっております。

で、そういった技能実習生以外の方で、留学生を除きますと、もう長く八代に当然在住していらっしゃるんです、それほど生活上は日本人と変わらないんですけども、技能実習生っていうのは基本、1年から3年っていう短期の滞在になりますので、そこで町内会あるいは住民自治の活動の中でどういうふうな位置づけになってるかというのは、ちょっと詳細は私どもも……（委員橋本隆一君「ああ、そうなんですかね」と呼ぶ）はい、把握はしていませんけども、今後ですね、日本人市民と外国人市民との交流の場などをできるだけ多く創出しながら、トラブル回避とかですね、共生というようなキーワードでですね、取り組んでいきたいと思っております、はい。

○委員（橋本隆一君） というのはですね、町内、区で年に2回、川役、道役という役があるんですけど、高齢世帯ばかりでですね、本当に若いああいいう技能実習生の方たちがですね、そういった協力していただけると助かるなちゅう声があったんですけど、いや、言うたらい

かんだらうちゅうのがあったもんですから、だけんそこら辺がどうなのかなちゅうのは区長さんも知らないちゅう言われたもんですから、ちょっと聞こうかなと。だから、別によかです、ここで、はい。

○委員長（前川祥子君） はい。住民自治との関係性においてはこれ、市民活動政策課のほうで詳しいかもしれませんね。

○委員（橋本隆一君） ですね、そうですね、済みません。（国際課長嶋田和博君「ああ、いえいえ」と呼ぶ）はい。さっき聞きやよかったですね。済みません、ちょっと余談でした。

○委員長（前川祥子君） 何か、今の点であれば。

○国際課長（嶋田和博君） 技能実習生の方々もですね、保険に加入したり、あと税金についてもですね、やっぱり当然収入がありますので、税金を納めてらっしゃいます。ただ、条約によってですね、中国だったりアメリカだったり、一部は条約批准によって、1年間とか一定期間の納税がですね、免除されるというようなものはございますが、税金納められてる以上やっぱり、それ、義務と権利という部分ではですね、市民と同様ですね、やっぱり権利義務というようなところでは、何と申しましょうか、同じ市民としてですね、一員として、共生していければというふうに思っております。（委員橋本隆一君「わかりました。済みません」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） よろしいですか、橋本委員、今ので。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員（大倉裕一君） 関連して。今、橋本委員が投げかけられたことは、部門は……（委員長前川祥子君「市民活動政策課」と呼ぶ）市民活動政策課ですか、が主体にならないかん話だとは思いますが、国際化を進めるに当たっては、担当課として、国際課として、やはり

そのあたりは、——また名前忘れた。（委員長前川祥子君「市民活動政策課」と呼ぶ）市民活動政策課のほうと、連携をとって進めていただく必要があると思いますので、そこは情報共有をですね、しっかり図っていただいて、位置づけあたりとかをですね、確認されながら、進めていただくようお願いをしたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） はい。今の御意見…。

○国際課長（嶋田和博君） 委員おっしゃるとおりでございまして、先ほど申しました会議体をつくったっていう中で、地域国際化推進会議という、結局多文化共生の社会構築という意味合いの中でそういった会議体をつくって、その中心となる関係課というのが、外国人の人権問題っていう部分でいえば人権政策課、そして、社会との共生という部分では市民活動政策課というようなところで、重要な関係課として、強い連携を図っていくこととしております。ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。では以上で、やつしろ国際化推進ビジョン（素案）についてを終了いたします。

小会いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午後2時17分 小会）

（午後2時19分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（ネーミングライツ導入について）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、ネーミングライツ導入についてをお願いいたします。

○企画政策課長（福本桂三君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課の福本でございます。

ネーミングライツの導入について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） はい、どうぞ。

○企画政策課長（福本桂三君） それでは、ネーミングライツ導入についての資料、1ページをごらんください。

御承知かと思いますが、ネーミングライツとは、民間企業などが市の所有する公共施設等に対して、企業名や商品名などを冠した愛称をつける権利のことでございます。

ネーミングライツを導入することで、まず、市におきましては、民間企業等から広告料を得まして新たな財源とし、その財源で施設の管理運営に役立てる、また、民間企業におきましては、施設を通じて宣伝効果が得られる、そして、市民は、よりよいサービスを受けることができるというように、全方向へメリットを生じさせるものでございます。

なお、第三次八代市行財政改革実施計画におきましても、新たな財源の確保の取り組みとして、ネーミングライツを明記しております。

ページが飛びますが、資料の4ページをごらんください。

県内のネーミングライツの導入状況でございます。

まず、ナンバー1ですけれども、熊本県の施設としまして、熊本県民総合運動公園陸上競技場が、平成29年2月からえがお健康スタジアムに命名されております。このパートナー企業は、熊本市の健康食品通販の株式会社えがおで、命名権料は年間2500万円となっております。

次に、ナンバー2です。本年7月から新たに藤崎台県営野球場が、リブワーク藤崎台球場に命名されております。パートナー企業は、山鹿

市の住宅メーカー、株式会社リブワークで、命名権料は年間1000万円となっております。

次に、3番目です。熊本市の熊本市民会館では、平成28年4月から、熊本市の住宅メーカー、株式会社シアーズホームが市民会館シアーズホーム夢ホールと命名され、命名権料は年間1200万円となっております。

次に、4番目です。宇土市の宇土市民体育館では、ことし4月から、熊本市の空調設備の株式会社エコファクトリーがエコウィン宇土アリーナと命名され、命名権料は年間150万円となっております。

5ページをお開きください。

八代市ネーミングライツ導入に関する基本方針でございます。制度の導入に先立ちまして、市の基本的な考え方をまとめた基本方針を策定しております。この基本方針では、ネーミングライツの適正な導入を図るため、導入までの手続、対象施設、契約期間、愛称、募集方法、応募者の選定など、基本的な事項をまとめたものでございます。

恐れ入りますが、2ページへお戻りください。

項目4、導入施設についてでございます。本市におきましては、導入施設としましては、まず、手始めとしまして八代市総合体育館を選定し、募集を行ってまいりたいと考えております。

その理由としまして、八代市総合体育館は、年間の入場者数も約15万人と多く、さらに、平成31年度に、女子ハンドボールの世界選手権やインターハイのバドミントン会場などの開催が計画されておまして、県内外の多くの人々が訪れられることが予想され、テレビや新聞などのメディアで取り上げる機会も多くなります。また、翌年度以降におきましても、積極的なスポーツ大会等の誘致を行うことで、国際大会を初め全国大会の開催が期待されておま

す。このようなことから、ほかの市の施設と比較しまして広告価値の高い施設であり、導入に最も適しているのではないかと判断したためでございます。

今回、命名権料の希望価格を、年額税別300万円としまして、期間を5年間と考えております。

次に、3ページをごらんください。

スケジュールでございます。平成30年12月下旬から、約1カ月間のパートナーの募集を行います。応募がございましたら、審査を行いまして優先交渉権者を決定いたしまして、協議を行います。条件が整いましたら契約を結びまして、早ければ平成31年4月からネーミングライツの運用を開始したいと考えております。

しかしながら、全国的に地方の施設は広告効果が低いと評価されておまして、また、体力のある地元企業も限られております。県下におきましても、熊本県民総合運動公園屋内運動場、いわゆるパークドーム熊本や、熊本県立総合体育館も、平成20年からネーミングライツのパートナーも募集しておりますけれども、契約成立には至っていない状況でございます。

このように、ネーミングライツの導入は厳しい状況ではございますが、企画政策課としましては、パートナー企業が見つかるように周知広報はもとより、個別の企業訪問など営業努力を行ってまいります。まずは今回制度導入への第一歩を踏み出したいと考えておりますので、導入への御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明といたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（古嶋津義君） ネーミング料としては、年間幾らぐらい。（「300万」と呼ぶ者あり）300万。

○企画政策課長（福本桂三君） 希望価格を、

税別の年間300万円と考えております。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

それと、もう1点ですが、この応募される方ですが、政治団体とかそういうのはわかりますが、不適当な者というのはどういうものですか。

○企画政策課長（福本桂三君） 政治団体とか、あと、宗教団体等でございます。（委員古嶋津義君「そのほかにも書いてあるけど。何か、何かほかにあった」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） 古嶋委員、いいですか。

○委員（古嶋津義君） 今のは、今のは書いてありますので、ほかに何か。

○委員長（前川祥子君） ほかにということですが。

○委員（古嶋津義君） どっかで見たばってん。

○企画政策課長（福本桂三君） 現在指定管理者を行っている場合は、指定管理者と事業目的が競合しないという部分についても、考慮しております。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） この7ページの③ですが、5、応募資格のところ、八代市広告掲載基準第5条に定める規制業種または事業所ってどういうものですか。

○企画政策課長（福本桂三君） 数多くございますけれども、その中で主なものとしましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制に係るものとか、消費者金融業に係るもの、ギャンブルに係るもの等でございます。（委員古嶋津義君「あ、パチンコもだめか。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） はい。ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） ネーミングライツを取

得した方ちゅうのは、その館全体に対しての名前のほかに、例えば、自分の会社の広告とかですね、そういう張り紙とか、あるいはいろんな行事等に対しての宣伝とか、そういうのはその館内で自由にできるんですか。それとも、もうあなたのできるの名前だけですってなるんですか。これがちょっと、どこまでそのネーミング権を取得したら館内でいろんな運営にすることができるのかとか、その規定がどこまであるのかがちょっと、借る人の立場になれば、どうかなってというのがあったもんですから、教えていただければと思います。

○企画政策課長（福本桂三君） これは、賛同していただけるパートナー企業との交渉協議でございまして、交渉協議の中でですね、その辺は煮詰めていきたいというふうに考えております。何分、施設の使用というのが優先しますので、施設の使用に支障があるものについては、御遠慮いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。はい、その協議の上ってことですね、はい、理解できました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） このネーミングライツに応募できる資格を持つ人というのは、具体的にどういう方々になるんですか。事業者——まあ事業者だとは思いますが、例えば、八代市に本社を置くとかですね。入札の場合は八代に本社を置くっていうふうな形になってるじゃないですか。で、そうなった場合、本社を置くってなると物すごく限られた数になりはせんかなと、そのネーミングライツに応募される企業がですよ。ほかの、個人経営の事業者っていう方々はたくさんいられるかもしれませんが、300万を出してネーミングライツにしよ

うというふうな思いになられる方がどれぐらいおられるのかって、非常に心配するんですよ。で、そういった場合に、その、これへの応募資格者っていうのはどのようにお考えでしょうか。

○企画政策課長（福本桂三君） 基本的にはですね、市内外は、規定はしておりません。で、市内外は特段規定しておりませんが、ネーミングライツのパートナーが応募があれば、広告掲載要領に基づく申し込み内容の審査を行います。その審査の中で、優先的な企業を決めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ということは、審査の際に、八代市内に本社を置く方であれば、ポイントの加算があるとか、5点満点だったら八代市内は5点とか、熊本に本社があるとかだったら3点とか、そういうふうな感じの区別をされるってことで理解してよろしいんでしょうか。

○企画政策課長（福本桂三君） そこは審査会での審査の部分でございまして、まだ市内業者をポイントを高くするとか、市外業者をポイントを低くするとかは、具体的にはまだ決めておりません。

○委員（大倉裕一君） そのあたりがやはり、微妙に事業者としてもですね、これに応募してみようかというふうな部分で、はっきり先に決められてから事業者のほうに展開されていかれたほうが、いいのかなと。後々そういう後出しじゃんけんの中で、いや、やはり八代市に本社を置くところに決まっすもんねって言われると、なかなかその後のですね、次期への応募とかそういったところへの影響とかっていうのも、出てくるんじゃないかなと心配しますので、その細かい部分もぜひ、これから早期に詰めていただいて。事業の内容については私は理解をしたいと思いますので、そのあたりをです

ね、お願いをしておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 今のは要望ということで、それでよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。なければ、以上でネーミングライツ導入についてを終了します。お疲れさまでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（防災行政無線について）

○委員長（前川祥子君） 次に、防災行政無線についてをお願いします。

○危機管理課長（廣兼和久君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課の廣兼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課長（廣兼和久君） お手元の資料の、まずは1枚目からごらんいただきたいと思います。

防災行政無線等の総合的な見直しについてということで、防災行政無線の役割及び整備状況ということで、これは、去年の12月ですね、当委員会でも御説明をしておりますが、また再度ですね、御説明をさせていただきたいと思います。

まずは防災行政無線の目的と役割ということで、防災行政無線は、防災関係機関への連絡、住民等に対しても直接、同時に防災情報、行政情報を伝達することを目的とした無線通信ということで、情報手段として大変重要なものであるとか、そういうところでございます。

で、本市における状況でございますが、本庁管内におきましては、平成22年度に、MCA

方式——800メガヘルツを使った通信網なんです、これは俗に言うタクシー無線と言われてるやつです、これを導入いたしております。市役所の操作卓からの放送が、天草の中継局を経由いたしまして、屋外に整備した屋外拡声器から放送がされてるというところでございます。で、また、旧市全域をカバーする目的です、各自治会で整備をされてらっしゃいます、地区放送の施設を利用して放送を現在行っております。こちらがアナログ放送ということになりますので、聞こえづらいとかというところの問題が出てるところでございます。さらに、MCAの電波が届かない二見校区と東町校区では、NTTの電話回線を利用して、地区放送や戸別受信機での放送を行っている状況でございます。

支所管内におきましては、合併以前に、60メガヘルツを使ったアナログ防災行政無線を整備いたしております。で、これは各支所です、ね、機械メーカーや整備年月日は異なっているというところでございます。坂本町のほうでは平成元年から3年にかけて日本無線で、千丁町では平成13年度に日本無線、鏡町では平成13年度に富士通、東陽町では平成9年にパナソニック、泉町では平成12年度にパナソニックという各メーカーで整備を行っているというところでございます。このアナログの防災行政無線につきましては、使用期限は平成34年の11月末ということになっておりますので、これ以降は使えなくなるというところでございます。また、坂本町のほうでは、屋外拡声器局を中心に、電波の届きにくい世帯のみ戸別受信機を配付、千丁、鏡、東陽、泉の各町は、戸別受信機を中心に全戸配付し、屋外拡声器は主要な箇所のみを整備をしているという現状でございます。

じゃあ、2枚目をごらんいただきたいと思います。A3の横長いやつです。

イメージ図ということですね、今後どういうふう整備をしていくかというところがございます。一番左側のほうがですね、関係機関ということで情報をいただくところになります。そこから真ん中が八代市で、住民の方へということになるんですが、これの表でですね、黄色の線と赤の線と青の線、3種類の線がございます。

まずはこの黄色の線というのがですね、現在も行われているんですが、これ、新しいシステムになっても同じように行う線でございます。

で、赤い線が現在行っている線ということで、赤の線からこれまでというところに行きますが、これまでは情報を手動でとりにいきまして、紙ベースでのやりとり等しておりました。情報の一元化、共有化がうまく図れなかったということがあります。で、それぞれ情報配信にはですね、それぞれの配信手段で操作が必要でありましたので、時間がかかっていたということで、タイムラグが発生してたというところもございます。

で、今後はですが、青の線が今後のなんですが、まずは防災サーバーのほうにですね、情報収集、これを自動的に受信をいたしまして、そこで分析、予測をしまして、一斉に操作卓から一斉に配信をするということを考えております。

この中で情報伝達の新しいのがですね、防災アプリというのがございます。これが、双方向でできるんですが、スマホ、タブレット等お持ちの方にはですね、アプリを登録していただいて、こちらのほうで配信をしたいというふうに考えております。

このアプリを導入することによりましてですね、個人への情報発信が可能になりますということで、外出先でも受信ができる、文字で見ることができるということで、障害をお持ちの方にも見ていただけるということになります。ま

た、見直しや聞き直しもできるということと、市外にいらっしゃる親族の方が登録を、このアプリを登録していただければ、そちらのほうにも届きますので、こちらにいらっしゃる高齢者の方がいらっしゃれば、そういった見守りにもつながるというところがございます。また、ハザードマップや避難情報等も閲覧が可能になるということになりますので、グループごとの、また、町内とか校区とかのグループごとの配信も可能になるというところがございます。また、後々にはですね、被害情報や安否確認もあるんですが、アンケート等ですね、福祉面などの行政サービスの拡張性が広がってくるということになります。

それでは、3枚目をごらんいただきたいと思います。

3枚目がですね、これが、各システムの比較ということで出しております。これがですね、各やり方なんですが、60メガヘルツの防災行政無線、あと、280メガヘルツを使ったページャー——ポケベル波と言われるやつ、それと携帯電話網、あとFM波、CATV、あと、800メガヘルツのMCAというところですね、こういった方式があるというところなんです。これをですね、今うちのほうの方針に沿ってですね、ちょっとマル・バツをつけております。

まず運用面といたしましては、複数システムとの連携ができるのかということと、遠隔操作ができるのか、あと、災害対策本部との連携ができるのか、あと関係機関との連携ができるのかということと、整備に当たり、新旧システムの切りかえにおいては可能な限り使用不能期間が生じないように計画することができるのかということです。

あと屋外拡声器のほうですが、これは屋外拡声子局は、音声の品質の均一化を図るため、町内放送はですね、活用しないで、今市所有の屋

外拡声子局を活用することにより、高性能スピーカーの導入により集約や増設を行うということにしております。

で、戸別受信機に関しましては、戸別受信機だけでなく、先ほど言いました防災アプリ等の個人のスマホやパソコンで代用を含めて検討する、で、戸別受信機の配付は、導入システムの特性等に応じて配付基準を検討するということで、マル・バツをつけておりまして、全て丸がついたのが、60メガヘルツのデジタル防災行政無線、これと、携帯電話の回線網のこの2つが、全てが丸がついたというところでございます。

で、その4番目の候補となるシステムの説明とありますが、もうこれがデジタル防災行政無線は、先ほど言いました60メガヘルツを使ったシステムで、屋外拡声子局や室内受信機への防災情報を配信するシステムで、携帯通信網に関しましては、NTTドコモのLTE回線及びFOMA回線の携帯電話回線から、屋外拡声子局や屋内受信機に対し防災情報等を配信するシステムということになっております。

続きまして、4枚目ですか、をござんいただきたいと思います。

先ほど比較をしましたシステムで、全部丸がつけました、デジタル防災行政無線と携帯通信網をですね、ちょっと内容をですね、ちょっと比較しております。

で、まずは機能・性能のところですね、上から2番目の、施設所有・管理方法というところを見ていただければと思います。デジタル防災行政無線に関しましては、中継局、基地局等は全て自治体が所有して管理をするというところになります。で、携帯通信網に関しましては、中継局、基地局等は全てドコモなどの事業所が管理をいたします。システムと屋外拡声器、戸別受信機は自治体が管理というところになり、ここはちょっと違うところでございま

す。

で、それから、機能・性能の下から2番目の、屋外拡声器の音質、聞きやすさなんですが、デジタル防災行政無線のほうは4キロヘルツまでですが、携帯通信網は7キロヘルツまで出るというところで、数字が高いほど高音域の再生が可能になるというところで、聞きやすくなっているという状況でございます。はい。

そして、運用面のほうですね、いきますと、下から2つ目の免許の必要性というところを見ていただければと思います。デジタル防災行政無線に関しましては、無線設備の登録局の免許に加えまして、使用に関しましては、第3級陸上特殊無線技師以上の資格が必要になってまいります。携帯網に関しましては、免許は不要というところになります。

で、その下の放送の内容なんですが、基本、デジタル防災行政無線に関しましては、電波法によりまして、防災、防犯、行政事務、試験放送に限られております。で、携帯通信網に関しましては、使用できる内容に制限はないというところになっております。

で、その下のメリットのほうなんですが、デジタル防災行政無線に関しましては、これまでの導入実績が多いというところがメリットになります。あと、自治体の専用回線ということになりますので、ふくそうをしないというところ、あと、大手通信メーカー8社ございまして、競争入札等により経費の削減も期待できるというところがあります。携帯通信網に関しましては、中継局、基地局は携帯通信網を利用するため、整備費の軽減ができると。中継局や基地局が被災した際は、ドコモ等のほうが早急に対処するというところになっております。で、システムに当たっては免許が不要というところがあります。

で、デメリットといたしまして、デジタル防災行政無線に関しましては、先ほど申しました

とおり、免許が必要になってくるというところ
です。で、あと、自営網になるためですね、中
継局、基地局が被災した際は、市で復旧、修繕
等を行うことになるということになります。あ
と、放送内容に制限があるというところでは
、携帯通信網のデメリットといたしまして、
新しいシステムということでもありますのでまだ
導入実績が少ないという状況がございます。
で、一部携帯電話が繋がらない地域がまだあ
るというところの、その対策が必要になってく
るというところでは

で、総合的に評価をいたしました、これは
点数をですね、二重丸が3点、丸が2点、三角
1点、バツがゼロ点というところにつけた点数
で、27点と34点ということになっておりま
す。

で、最後に、今後のですね、基本の整備方針
というところで、まずは本市の地形が平野部か
ら山岳部までであるというところで、広大な面積
を有しております。ということでさまざまな災
害が予想されることから、住民への情報伝達は
複層的に整備し、情報伝達する必要があるとい
うことで、これまで1番から10番まで全部し
てきたんですが、これに加えて、先ほど申し上げ
ましたとおり、確実に届く個人の携帯やスマ
ートフォンに情報伝達できるように防災アプリ
を新たに整備し、プッシュ型による情報伝達を
行うという、基本的な方針です。

で、システム整備に当たっては、現状の課題
を解決しながら、新たな整備の方向性に合うシ
ステムを選択するということでございます。

3番目、屋外拡声器につきましては、高性能
スピーカーなどを利用し、指定避難所などの公
共施設に整備をしますが、地域の実情を踏まえ
ながら、集約及び不足するところは増設をして
いくというところで考えております。

で、戸別受信機につきましては、基本的
には、先ほど申しました個人所有の携帯やスマ

ートフォン等の端末を利用するということにはし
ますが、携帯電話をお持ちでない方、それと携
帯電話が繋がらない地域、で、ここは社会的
弱者と書いてありますけど、避難行動要支援者
等ですね、については、戸別受信機の配付も検
討しながら、考えていくというところでござい
ます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく
お願いします。

○委員長（前川祥子君） はい。それでは、本
件について何か質疑、御意見等はありませんで
しょうか。

○委員（大倉裕一君） よくまとめていただい
てます。わかりやすかったんですけど、これ、
コンサルにたしか、アドバイスをもらっていら
っしゃるっていいですか、案件だったというふ
うに思うんですけど、コンサルのほうは、こ
の、何ていうんですかね、この2つを進めるこ
とに対しては何も、異論的にはなかったのか。
で、行政がこの携帯通信網というほうを選択し
たことに関しては、何か、何ていうんですか
ね、コンサルとして何か課題提起っていうか何
かそういった意見が出てきたのかどうかちゅ
うところを教えていただけないですか。

○危機管理課長（廣兼和久君） 今年度からで
すね、AVCCという会社に、コンサルです
ね、こういった内容を全部精査していただい
ております。で、今回、いろいろな方式をです
ね、精査していただく中で、コンサルさんはま
あ平等に見ていただくというところが基本にあ
りましたので、平等に見ていただいたというこ
ろでございます。

で、今回まだ、どの方式にするかはまだ確
実に決まってはいませんが、どの方式にするに
してもですね、先ほど申しました携帯のアプリ
をですね、メインに持っていくところで考えて
はおります。で、この方式じゃないとだめです
よということはコンサルさんのほうからは聞い

てはおりませんので、そういったのはなかったということでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 過去県内で、この防災行政無線、——まあ方式は、どちらかという無線方式を使われてるところが多いみたいですよ。高額な設備投資をされてるなというふうな印象は持っております。で、もし携帯通信網の中ですら、無線にかわる設備としてできるものであれば、通信網使ってやられるこの方式でも私はいいのかなというふうな、見解は持っています。

ただ、ちょっと心配になるのが、災害のときに、一斉に、何ていうんですか、通信が集中して、混乱っていうかですね、不通になると、速度が遅くなるとか、そういったことがあるんじゃないかなというふうに思ってたんですけど、ここのコメントの中で、閉域か何かを、通常使わない域を使った通信をやるので、その部分は心配は不要ですよみたいなところが書いてありましたので、今後の財政運営も含めてですね、まあその安全をお金で評価しちゃいかんところもあるかもしれませんが、通信網のこの整備っていう、通信網での整備っていうのは非常に有効な手法かなと思って、聞いたところでした、はい。

○危機管理課長（廣兼和久君） おっしゃられるとおり、実際に携帯が災害のとき使えるのかということではですね、御心配はあるんだと思います。

で、通常、災害が起きたときにですね、通話のほうはですね、制限が確かにかかります。で、ただこちらのほうは通話のまた違う携帯使っておりますので、そちらのほうはですね、これまでの震災があったときでもですね、使えなかったというところはないというふうに聞いております。（委員大倉裕一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） はい。ないようですので、以上で防災行政無線についてを終了します。

次に、本委員会の管外行政視察について協議のため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後２時５１分 小会）

（午後３時０１分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会は、平成３１年１月１５日から１６日までの２日間、兵庫県加古川市、広島県広島市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため管外行政視察を行うことといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件について

お諮りいたします。

本委員会は、平成31年1月15日から16日までの2日間、兵庫県加古川市、広島県広島市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後3時02分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年12月14日

総務委員会

委員長